第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和８年３月３日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和８年３月３日　午前９時開会

日 程 第 １　　会議録署名議員の指名
日 程 第 ２　　会期の決定
日 程 第 ３　　諸般の報告
日 程 第 ４　　町長提出議案上程
日 程 第 ５　　町長所信表明及び提案理由の要旨説明
日 程 第 ６　　提案理由の詳細説明

本日の会議に付した事件

日 程 第 １　　会議録署名議員の指名
日 程 第 ２　　会期の決定
日 程 第 ３　　諸般の報告
日 程 第 ４　　町長提出議案上程
日 程 第 ５　　町長所信表明及び提案理由の要旨説明
日 程 第 ６　　提案理由の詳細説明

出席議員（１０名）

１番	早 樋 徹 雄	２番	伊 藤 好 晴
３番	内 藤 眞 一	４番	高 橋 英 次
５番	安 部 誠 也	６番	景 山 登 美 男
７番	安 部 丘	８番	平 石 玲 児
９番	岸 光 研	10番	高 橋 徹

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長　藤 原 一 也　　書 記　渡 邉 信 太 朗

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	曽田卓文
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	永井あけみ	防災危機管理室長	田村剛
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	基幹支所長	渡邊博司
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	高木ゆかり
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前９時００分開会

○議長（早樋　徹雄）　みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回飯南町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（早樋　徹雄）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、高橋徹議員、２番、伊藤好晴議員の両名を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（早樋　徹雄）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

２月26日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会委員長より委員会の報告を求めます。２番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤　好晴）　２番。

おはようございます。去る２月26日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程に

ついて協議しましたので報告します。

会期は、本日から３月 18 日までの 16 日間とします。

日程であります。本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長所信表明及び提案理由の詳細説明を行います。４日は、午前９時に本会議を再開し、引き続き提案理由の詳細説明を行った後、議案に対する質疑、及び委員会付託を行います。

５日から８日は休会とします。９日に本会議を再開し一般質問を行います。

10 日から 13 日まで各常任委員会で審査を行っていただきます。14 日、15 日は休会とし、16 日は各常任委員会で審査、17 日は各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。最終日 18 日は午前９時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日３月３日から 18 日までの 16 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日３月３日から 18 日までの 16 日間に決定いたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（早樋　徹雄）　日程第３、諸般の報告をいたします。

12 月定例会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、２月20日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会では、地方創生のさらなる推進等に関する要望、竹島の領土権確立等に関する要望の２件の要望決議を行い、続いて、各地区別要望についても決議し、県への要望活動を行いました。

また、総会に先立って行われました自治功労者表彰で、飯南町議会議員では、議長在職６年以上の表彰として私が、議員在職12年以上の表彰として、内藤眞一議員、高橋英次議員と私が島根県町村議会議長会会長表彰を受けました。ここにご披露を申し上げます。

今後とも、これまでのご経験を活かされ、飯南町の一層の発展のために議員活動にご精進いただきますようお願いをし、お祝いの言葉といたします。

続いて、12月及び２月に開催された雲南広域連合議会定例会、12月に開催された雲南市・飯南町事務組合臨時会の概要は、議員のご手元に配付しております資料のとおりです。提案

された議案全て可決されております。

以上、簡略ですが、報告を終わります。

なお、これらの関連資料につきましては、事務局に提示してありますので、ご覧をいただいただきたいと思います。

次に、監査委員から現金出納検査及び定期監査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須　照男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須　照男）　番外。

みなさんおはようございます。そういたしますと、去る２月26日に執行した例月現金出納検査の報告書及び昨年の11月18日から２月10日にかけて実施した定期監査の報告書を、議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告、監査報告にかえたいと思います。

まず、最初に現金出納検査の報告書を朗読いたします。

飯　監　第　３９　号

令和８年２月26日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

飯南町監査委員　那　須　照　男

飯南町監査委員　平　石　怜　児

現金出納検査報告書

第１　検査の概要

１．検査の対象

飯南町長から提出された令和８年１月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

２．検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第２　検査の結果

１．飯南町の令和８年１月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

２．留意改善を要する事項　　なし

第３　その他　　なし

令和８年１月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますのでご覧いただきたいと思います。

次に、定期監査について報告をいたします。

飯　監　第　３８　号
令 和 ８ 年 ２ 月 ２６ 日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

飯南町監査委員　那　須　照　男
飯南町監査委員　平　石　怜　児

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第９項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

第１　監査の概要

１　監査の種類

定期監査

２　監査の実施日時

令和７年１１月１８日～令和８年２月１０日

３　監査の主眼及び実施方法

令和７年４月１日から１０月３１日の間の、飯南町一般会計における契約状況についてその契約事務処理等が、関係法令、飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として､関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

第２　監査対象の概要と監査結果

令和７年度一般会計における契約状況について

１　監査の対象及び範囲

令和７年４月１日から１０月３１日の間に契約された案件について、その契約事務処理状況等について監査を実施した。

●対象となる件数　　３４８件（別添資料参照）
随意契約　　２８０件
指名競争入札　　６７件
一般競争入札　　１件
●抽出件数　　３６件（対象となる件数の概ね１割を抽出）

随意契約　　２８件
指名競争入札　　７件
一般競争入札　　１件

２　監査の結果

今回の対象件数３４８件のうち、随意契約件数が２８０件で約８割を占めている。中でも委託料の随意契約件数が１４６件で随意契約件数の５割弱となっている。

随意契約については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項（第１号から第９号)、飯南町財務規則第１１４条、第１１５条に基づき契約を締結することとなっている。

今回２８件の随意契約を抽出して監査した結果、随意契約理由で地方自治法施行令１６７条の２第１項第１号の規定によるもの９件、第２号の規定によるもの８件、第３号の規定によるもの２件、第５号の規定によるもの２件、第６号の規定によるもの３件、プロポーザル方式によるもの３件、請書によるもの１件となっている。

随意契約理由が妥当と判断できかねるものが数件見受けられた。また当初契約金額の３倍の変更契約をした案件、一つの工事を数件に分割して随意契約をしているが分割する理由が見当たらない案件がある等、各課により随意契約の判断基準があいまいとなっている。

随意契約は競争入札の例外として認められている契約方式であることから地方自治法施行令第１６７条の２第１項（第１号から第９号)、飯南町財務規則第１１４条、第１１５条に基づき安易な随意契約を行わないよう徹底されたい。

競争入札等については、提出された設計書等の関係書類を監査したところおおむね適正であると認めた。

以上でございます。以上で、検査報告、監査報告を終わりたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　これで諸般の報告を終わります。

日程第４　町長提出議案上程

○議長（早樋　徹雄）　日程第４、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、議案第２号から議案第 39 号までの 38 議案を一括上程いたします。

日程第５　町長所信表明及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋　徹雄）　日程第５、町長から所信表明及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。おはようございます。

本日、令和８年第２回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、令和８年度の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、１月６日に島根県東部を震源とする最大震度５強を観測する地震が発生しました。

幸いにも、本町は震度３の観測であり、大きな被害はありませんでしたが、地震をはじめとする自然災害に対し、関係機関とさらなる連携強化を図り、災害発生防止と被害の軽減に努めてまいります。

国政におきましては、第 51 回衆議院議員総選挙が先月に行われ、自由民主党が 316 議席を獲得する歴史的な結果となり、島根１区においては、高階恵美子氏が、見事に当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。

高階議員におかれましては、これまで培ってこられた政治手腕を大いに発揮され、一層のご活躍を祈念いたしますとともに、均衡ある国土の発展に資するための「首都圏一極集中の是正」や、中山間地域が抱える諸課題の解決に、ご尽力いただくことを期待いたします。

さて、国内では依然として物価高騰が続いており、現在、政府においては、18 兆円規模の補正予算で様々な対策を講じられています。

本町におきましては、その財源を活用し、生活応援ポイントとして、い～にゃんＰＡＹを１人あたり１万５千ポイント付与の他、町内の商工業者、医療・介護・福祉施設に対する応援金、子育て世帯に対する手当を支給いたしました。

新年度におきましては、さらなる対策として、い～にゃんＰＡＹ利用促進ポイントの付与や、産地直売所へ野菜等を出荷される生産者への支援を検討しております。

また、県の補助金を活用した低所得者世帯向けの支援事業として、対象となる非課税世帯に対し、1 世帯当たり３万円の給付金を支給します。

引き続き国や県の動向に注視しながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、第３次総合振興計画に基づく町政執行も２年目を迎えますが、私は、これまで公約に掲げてまいりました重点政策、

①「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」

②「安心・安全なまちづくり」

③「誇れる産業が継続できるまちづくり」

④「定住を進めるまちづくり」

⑤「歴史文化を感じるまちづくり」

これら５つの政策を拡充し、町民の皆様がこのまちに住むことを幸せに感じていただけるよう、取組を進めてまいります。

続いて、５つの重点的政策を進める上で、新年度に取り組むべき主要な事業のうち、最優先課題及び重点施策について申し上げます。

はじめに、学校の再編についてであります。

人口減少や少子化に歯止めがかからない中で、次世代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境について方向性を示す「飯南町教育環境基本計画」を、昨年９月に策定しました。

新年度は、この計画に基づき具体的な学校の規模や配置について方向性を示す「飯南町立小・中学校再編計画」を策定します。現在、有識者や保護者、学校関係者、住民代表などで構成される検討委員会を設置し、これまでの経過や今後の課題などについて検討を進めており、令和９年３月には方向性をお示ししたいと考えております。

学校の再編は、本町における重要な行政課題であり、将来にわたり、本町の子どもたちにとってより良い教育環境が持続できるよう、関係の皆様と十分な協議を重ねてまいります。

次に、特別養護老人ホーム（介護事業）統合に向けた支援についてであります。

町内２法人による特別養護老人ホームの統合及び施設建設につきましては、持続可能な介護サービスを確保する上で行政の支援が不可欠と考え、今年度から町職員を法人へ派遣して事業を進めております。

現在、町が主体となって飯南病院付近の建設予定地の造成工事に着手しており、今年の秋頃には法人が主体となって新たな特別養護老人ホーム建設に着手される計画であります。

令和９年秋頃の施設の竣工とサービスの開始に向けて、各関係機関と力を合わせ官民一体となって取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊を活用した人口減少対策についてであります。

第３次総合振興計画に掲げるまちづくりの将来像である「笑顔と誇りを未来へつなぐまち飯南」を実現するには、人口減少を抑制し、地域の活力を維持していく必要があります。

このことから、「ＩＴを学びながら地域協力活動を行う協力隊」を、新たに募集したいと考えております。

これは、東京都に本社を置くＩＴ企業である「株式会社 ＬＵＬＬ（ラル）」と、同じく東京都を拠点として活動する「一般社団法人 離島百貨店」が、飯南町内に新たな会社を設立して協力隊を受け入れるもので、10 名の隊員を募集する計画であります。

最大３年間は協力隊として活動いただき、協力隊卒業後も本町でＩＴのスキルを活かした仕事を行いながら生活いただける形を構築していくことで、Ｉターンだけでなく、本町出身者がUターンしていただくための仕組みとなることを期待しております。

それでは、第３次飯南町総合振興計画の政策分野にもとづき、予算案に盛り込みました主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、こども広場の整備についてであります。

頓原地区のこども広場につきましては、子どもたちの声が聞こえるまちづくりの一環として、道の駅頓原に隣接する頓原緑地公園へ整備を進めてまいります。

この広場の整備に関しては、昨年 10 月に「住みよい地域頓原会議」からの提言をいただきました。その提言内容を参考に「多くの方に自然を感じていただける広場」として、主に遊具や東屋、駐車場の整備を行う計画としています。

これまでも、子どもたちをはじめ多くの方に緑地公園を利用いただいていますが、今後も誰もが自由に過ごせる場所として、また、周辺施設が持つ集客機能との相乗効果によって、町内外の方に何度も訪れていただける場所となるよう進めていきたいと考えております。

次に、保育所の今後のあり方に関する検討についてであります。

これまで検討委員会を２回開催し、保育所の職員体制や施設の状況など、現状の共有や課題を整理してきました。そうした中、保育所の設置数に関して意見をいただいている状況であり、今月 18 日の検討委員会では、その点に関しての議論を行う予定としています。

新年度におきましては、適切な保育を継続するための方向性を早期に定めることができるよう、検討を進めてまいります。

次に、志々小学校の閉校についてであります。

志々小学校につきましては、児童数の減少が見込まれ、校舎の安全性に課題があることから、住民、保護者への説明や意見交換を重ねてきましたが、先月 25 日の飯南町総合教育会議において「令和９年３月をもって志々小学校を閉校し、令和９年４月から頓原小学校に統合する」ことを正式に決定いたしました。

これまで真摯な議論を重ねていただき、歴史ある志々小学校の閉校についてご理解ご協力いただいた保護者や地域の皆様に心より感謝申し上げます。

今後、志々地区の関係者で構成する「志々地区協議会」で、閉校に向けての準備や統合後の地域と子どもたちの関わり方、地域活性化対策などについて話し合いを続けるとともに、児童の学習環境の変化やスクールバスによる通学支援などの準備に万全を期してまいります。

次に、小学校の給食無償化についてであります。

国は、子育て世帯への支援を強化する観点から、小学校給食費の抜本的負担軽減のための交付金を創設し、市町村に配分する方針を示しました。

本町では、これまで食材費の物価高騰分や地元食材の提供に必要な経費を町独自に補填し、保護者負担を据え置きながら給食の質を確保してきました。

今回示された国の交付金には限度額が設定されており、本町の実際の給食単価は、これを上回っています。

このことから、小学校の給食につきましては、その差額を町が負担することで、新年度か

ら完全無償化することといたしました。

一方、中学校の給食につきましては、国から支援の方針が示されておらず、交付金も無いため、無償化には町の負担も大きいと考えており、これまでどおり保護者負担を据え置いた額といたします。

引き続き、地元食材を使った安全安心で美味しい給食の提供に努めてまいります。

次に、飯南高校の魅力化推進についてであります。

来島地内に整備した滞在型地域交流拠点施設「三日市ＮＯＤＥ」につきましては、来月の運用開始に向けて準備を進めており、管理人としてハウスマスターを１名配置し、施設の管理や生徒の支援を行いたいと考えております。

飯南高校のコンソーシアム組織である「飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会」の運営につきましては、引き続き業務委託を行う予定ですが、新年度は、先ほどのハウスマスターや高校魅力化コーディネーターも業務委託により実施したいと考えており、３名の体制で飯南高校の魅力化を推進してまいります。

次に、国民スポーツ大会に向けた頓原町民野球場の整備についてであります。

2030 年島根かみあり国民スポーツ大会のソフトボール競技会場である本町では、飯南町ソフトボール協会のご尽力により、大会運営に必要な公認審判員や記録員の育成が順調に進められています。

新年度は、国民スポーツ大会に向けた整備計画に基づき、頓原町民野球場の整備に着手し、３塁側の防球ネットとバリアフリートイレを整備することで、全国規模の大会運営に必要な環境を整えます。

なお、頓原町民野球場は少年野球、中学校や高校の練習試合など野球関係者の利用も多いことから、国民スポーツ大会を契機に、野球にもソフトボールにも快適な球場としてリニューアルできるよう計画的な整備を進めてまいります。

次に、町内文化財の保護と活用についてであります。

本町には多くの伝統行事や、地域に伝わる貴重な文化財などがあります。

新年度は、令和５年度末から整理作業、調査研究を進めてまいりました塩谷上遺跡の報告書を作成するとともに、歴史文化講演会を開催し、調査の成果をご報告したいと考えております。

この遺跡からは、16 世紀中ごろに埋蔵されたと考えられる古銭、約１万５千枚が出土しており、意図的に特定の古銭を収集しているという特徴があり、貴重な出土例とされています。

また、赤穴瀬戸山城の基礎資料とするため城郭の石垣の記録保存を行い、町の文化財指定を進めてまいります。

これらの取組により、地域の歴史文化の価値の再発見や地域資源のすばらしさを感じていただき、歴史文化を感じるまちづくりを進めてまいります。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、水田農業の推進についてであります。

本町で生産される飯南米は、これまで推進してまいりましたエコロジー米「奥出雲千石米」栽培の取組により、食味値の高い良質米として広島方面や関東方面に流通し、消費者から高い評価をいただいております。

こうした中、インターネット通販の商品評価雑誌「月間モノクロ（２月号)」において、飯南町産のモチ米「ヒメノモチ」を原料として製造するＪＡしまね頓原加工所の「杵つき切り餅」が、「切り餅」部門の第１位に選ばれました。「もち米の品質の高さが伺え、食感も良く、美味しい餅の条件を満たす極上の餅」として高く評価されております。

また、本町は長年、県の水稲種子生産に取り組んでおり、現在コシヒカリ等の種子を生産するため、16.8ｈａの農地に作付けしていますが、令和８年は、県が開発した「高温に強く大粒で品質に優れる新品種」を、頓原地区宇山地内において、生産準備圃場として１ｈａ作付けすることとなりました。

これまでの優良種子生産の実績により県から依頼されたものであり、この新品種が県下に広まり、本町での採種面積が増えることを期待しております。

大規模な圃場整備につきましては、琴麓・野萱地区、長谷地区での事業実施のほか、上赤名瀬戸地区でも準備調査が行われています。

また、既存の農地や農業用水路において、改良や補修の要望が多いことから、中小規模の農地整備等にきめ細やかに対応できるよう、地域内での要望調査を実施してまいります。

次に、担い手確保対策についてであります。

昨年、担い手支援センターに専任職員を配置し、農業従事者の高齢化や担い手不足への対策強化を図ってまいりました。

新年度におきましては、地域で大きな課題となっている草刈り対策について、モデル地区を選定し、地域外からの人材を確保する仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、スマート農業の導入による省力化、新規就農者への支援、農業法人間の連携、外国人材の活用など多角的なアプローチにより、持続可能な農業経営を目指してまいります。

次に、畜産の振興についてであります。

５年に一度開催される和牛のオリンピック「第 13 回全国和牛能力共進会」まで、いよいよあと１年６カ月となりました。

昨年 12 月から本年６月までに生まれた候補子牛が島根県代表牛として出場できるよう、全共出品対策協議会において、候補牛の飼料費助成や集畜管理などの支援を行い、万全の体制で臨んでまいります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

昨年、全国各地でクマが人の生活圏域に出没し、人的被害が多数発生しました。本町にお

きましても、出没時に円滑かつ迅速な対応ができるよう、「飯南町緊急銃猟対応マニュアル」を整備し、飯南町猟友会、雲南警察署、島根県東部農林水産振興センターと連携し、２月には机上演習を実施したところであります。

新年度におきましては、実地訓練を予定しており、関係機関との緊密な連携のもと、適切な判断と安全確保が可能となる体制整備を進めてまいります。

併せて、狩猟者の後継者確保を目的に、銃猟免許取得及び銃器購入に要する経費補助を拡充し、地域防除体制の強化を図ってまいります。

次に、林業の振興についてであります。

昨年度に引き続き、林業専用道花の谷線進捗を図ってまいります。町産材を活用して住宅を整備する際の補助につきましても、継続して支援を行います。

Ｊ－クレジットにつきましては、これまでに 1,785t-CO2 発行し、これまで 757t-CO2 販売しております。

今後も販売拡大に努め、森林整備の安定的な財源確保につなげるとともに、森林セラピーなど本町独自の取組の認知度向上を図ってまいります。

また、Ｊ－クレジットを通じた伊丹市との交流も継続しており、伊丹市民による本町での植樹を引き続き実施し、都市と山村の連携をさらに進めてまいります。

次に、い～にゃん PAY の利用促進についてであります。

い～にゃん PAY は、昨年 12 月で運用を開始し丸２年が経過しました。

運用開始当初から食料品・日用品を取り扱う加盟店が少なく、使いにくいといった課題がありましたが、この度、町内Ａコープ３店が加盟店となり、現金チャージ機を３店舗に配置したことで、利便性が大きく向上しております。

事業主体である飯南町商工会とともに、い～にゃん PAY の普及・利用促進に努め、キャッシュレス化への対応と、地域内消費による経済の活性化につながるよう引き続き努力してまいります。

次に、ｉまるシェの指定管理についてであります。

三次市内へ設置しておりました飯南町交流物産館ｉまるシェにつきましては､今月 31 日をもって町の指定管理を終了することとしております。

これまで運営を支えていただいた出荷者の皆様、家主であります有限会社はなわ様、指定管理者である飯南パートナーズ様、店舗スタッフの皆様など、多くの方々のご協力に改めて感謝を申し上げます。

なお、ｉまるシェの終了により、農産物の出荷先が減少することから、出荷先の確保に向け、生産者支援策も検討してまいります。

次に、フォレストパークスキー場の営業についてであります。

今シーズンは、年末年始は降雪が乏しく、年明けの３連休や先月初旬の大雪など、集客に

苦慮しました。また、１月６日に発生した島根県東部を震源とする地震の余波を受け、団体客のキャンセルも複数件発生し、入り込み客数に大きな影響を及ぼしました。

今シーズンの営業につきましては、一昨日に営業を終了しましたが、来期の営業に向け団体客の確保など、さらに努めてまいります。

次に、観光宿泊施設の再編についてであります。

「憩いの郷衣掛」「都市交流センターやまなみ」「琴引ビレッジ山荘」の再編につきましては、３施設それぞれにある宿泊機能を、１施設に集約するとした方針案をお示しし説明を行いましたが、住民説明会や議会で様々なご意見をいただきました。

このことから、これらのご意見を鑑み、既存の施設を活用し、赤来地域・頓原地域に宿泊・宴会・レストラン機能を有する施設をそれぞれ1カ所ずつ残すことを基本とした再編方針案に改め、その基礎となる調査・検討を行いたいと考えております。

観光・ビジネス客など町外からのご利用はもとより、帰省や宴会・法事など町民の皆様のご利用も考慮して、使い勝手の良い施設となるよう方針を定めてまいります。

次に、指定管理施設の料金改定についてであります。

指定管理施設の「憩いの郷衣掛」「都市交流センターやまなみ」「琴引フォレストパークスキー場」「琴引ビレッジ山荘」「観光りんご園」につきましては、利用料金の上限額の改定を行いたいと考えております。

これは、物価高騰、エネルギー価格の上昇、人件費の増加などの影響によるもので、近隣施設の料金設定なども参考として設定しており、平成31年に改定して以来の改定となります。

各施設とも、厳しい経営状況が続いておりますが、この度の料金改定に合わせ、指定管理者と料金設定等の協議を行い、経費の節減に努め、経営改善にも取り組んでまいります。

次に、出雲大社大しめ縄の製作についてであります。

今年７月に８年ぶりとなる架け替えが決定しています出雲大社神楽殿の大しめ縄の製作が、大しめなわ創作館においてスタートしています。

最終工程の撚り合わせは、大しめ縄づくりの見せ場であり、前回もその光景を見ようと町内外から多くの方が集まりました。

めったにない素晴らしい機会であり、多くの来客も見込まれることから、観覧席等を設置して来場者に楽しんでいただきたいと考えております。

米どころ飯南町に根付くしめ縄文化は、まさに本町の「誇り」であり、この文化が未来へつながり継承されることを願いつつ、今回も立派な大しめ縄が奉納されることを期待しております。

この架け替えに併せ、出雲空港の発着ロビーへの搭乗階段側面に、大しめ縄の製作工程と飯南町の四季の魅力を配したＰＲデザイン広告を、先月設置したところであり、観光客の誘客に向けた情報発信に取り組んでまいります。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。

はじめに、予防接種についてであります。

来月1日から、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの予防接種が定期接種化となります。

RSウイルスは、乳幼児に多い感染症で、細気管支炎や肺炎など重症化することがあり、妊娠中のワクチン接種で、出生時から乳児におけるRSウイルス感染による重症化を予防することができます。

また、65歳の方を対象とする肺炎球菌ワクチンの定期接種につきましては、より高い予防効果が期待できる「20価肺炎球菌ワクチン」の接種へ変更になり、これに伴い接種者の自己負担額や助成額を見直しております。

その他、インフルエンザや新型コロナウイルスなど、接種勧奨や公費助成などを適切に行い、疾病等の予防に努めてまいります。

次に、認知症条例の制定についてであります。

認知症になっても住み慣れた地域で互いに支え合い安心して暮らせる飯南町を目指すことを目的に「飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例」を制定することとしました。

この条例に基づき、認知症に対する理解促進を目的とした啓発事業を行うなど、認知症を理解し、本人とその家族に地域全体で寄り添うことのできるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業計画についてであります。

新年度につきましては、令和９年度から11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画の策定期間であり、現在、事業計画の策定に向け、保険者の雲南広域連合において、今後の充実すべき施策の検討やサービス見込量を把握するため、基礎調査が進められています。

その計画の中へ、新たに建設予定の特別養護老人ホームの建設計画を盛り込むこととしております。

次に、冷蔵庫センサーによる高齢者等見守り事業についてであります。

現在、飯南町では75歳以上の一人暮らし高齢者等が急病や事故等により緊急に援助を必要とする場合に、ボタン一つで警備会社に連絡できる「緊急通報システム」を導入していますが、認知機能の低下がみられる方等、現在の緊急通報システムの使用が困難な方もおられます。

そういった方を補う支援として、冷蔵庫の開閉が一定期間無かった場合、事前に登録されているメールアドレスにメールを送信してお知らせする「冷蔵庫センサーによる高齢者等見守り事業」を新たに実施したいと考えております。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

病院事業の新年度の医師の体制につきましては、引き続き島根県、島根大学などと非常勤の先生方のご理解、ご協力により、今年度と同様の診療体制を維持できる見込みとなってお

り、これまでと同様に地域に必要な医療を提供できるものと思っております。

経営状況につきましては、社会的な賃金水準の上昇に伴う人件費の増加や物価高騰の影響により、厳しさを増しております。このため、病院事業の安定的な運営を図る必要から、一般会計からの操出金を増額することといたしました。

引き続き、経営の効率化に取り組みつつ、適切な財政運営に努めてまいります。

また、令和９年度には、特別養護老人ホームの統合を控えており、これに伴い入所定員の減少が見込まれております。地域の医療・介護需要に対応するため、病院事業においても病床機能の利活用など体制の検討を進め、地域内で完結できる医療・介護サービスの提供体制の維持を図ってまいります。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。

はじめに、いいなん暮らし応援給付事業についてであります。

本町の出身者やしまね留学等による飯南高校卒業生を対象として、町内に居住し就労する意思のある方を応援する事業「笑顔と誇りを未来へ繋ぐいいなん暮らし応援給付事業」を今年度に創設いたしました。

この給付事業は、本町にゆかりのある若者で、町内に居住し就労する意思のある方を応援する事業であり、対象年齢を 15 歳以上 35 歳未満とし、対象者には、い～にゃん PAY を５年間で 50 万から 100 万ポイント支給するものですが、今年度は５名に給付しております。

この制度が、将来的に本町に住み続け、働くきっかけとなるよう、引き続き本町で学ぶ中高生や本町出身者に周知し、町内への移住・就労を促してまいります。

次に、定住住宅等の整備についてであります。

新たな定住住宅の整備につきましては、世帯向けの入居希望者の増加や、既存の公営住宅の整備状況を踏まえ、新年度において「赤名地内での世帯用定住住宅の整備」に向けた設計を実施してまいります。

昨年度に解体した「たかばし生活改善センター」の跡地につきましては、住宅分譲地として、あるいはセミオーダー住宅の用地として、区画を整備したいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附事業の業務委託についてであります。

本町における「ふるさと納税制度に関する事務」につきましては、業務の一部を飯南町観光協会や県内事業所に委託して取り組んでおりますが､近年は寄附額が減少傾向にあります。また、ふるさと納税制度は毎年規制が厳しくなる中、自治体間の競争も激化しております。

このことから、新年度はふるさと納税制度に精通した事業所に、関連する事務をトータルで業務委託したいと考えております。

業務委託により安定的に寄附額の向上を目指すとともに､「関係人口」と言われる飯南町ファンや出身者などに対する情報発信の強化に努め、多くの方に賛同いただけるような魅力ある施策への活用に努めてまいります。

次に、地域公共交通計画の推進についてであります。

本町における今後の公共交通のあり方を示す新たな計画として、先月、「第３次飯南町地域公共交通計画」を策定し、これに基づき、４月１日に生活路線バスとデマンドバスのダイヤ改正を予定しています。

主な改正点につきましては、

◆高速バスとの接続の改善

◆利用の少ない時間帯の便の集約

◆赤名・来島エリアのデマンドバスの飯南病院への運行

など、利用される方の利便性向上と利用の実態に即した効率的な運行を行うための改正となります。

地域公共交通計画の推進にあたっては、毎年、事業の評価・検証を行い、必要に応じた見直しを行うなど、安心して利用し続けていただける公共交通を目指してまいります。

次に、災害廃棄物処理計画の策定についてであります。

地震や風水害等の大規模な災害に直面した際、発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物処理計画を新たに策定します。

災害時に発生する廃棄物は、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。国の示す指針等に準拠し、本町の実情に即した計画の策定を進めてまいります。

次に、雲南圏域のごみ処理に向けた検討についてであります。

広域ごみ処理施設の整備につきましては、近年の賃金や資材価格の高騰に伴い、整備費用の増加による財政負担への影響が大きく懸念されることなどから、施設整備に係るあり方の再検討作業を昨年６月から進めています。

昨年 10 月以降は、再検討支援業務によって、施設整備費の再算定やごみ処理業務を外部委託した際の経費試算などを行うとともに、雲南市・奥出雲町とも情報共有を図りながら、再検討に必要となる基礎資料を作成・整理しています。

新年度におきましては、整理した基礎資料により、１市２町で詰めの協議を実施していく予定で、この検討の結果、雲南圏域にとって最適な仕組みを速やかに整えてまいります。

次に、防災意識の向上についてであります。

近年頻発する集中豪雨等による水害被害の軽減を図るため、国土交通省及び島根県においては、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定されています。

本町を流れる島根県管理河川におきましても、昨年、当該区域が指定されたことを受け、新年度においてその内容を反映したハザードマップの更新を行い、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保に努めてまいります。

また、気象防災アドバイザーと連携して実施している防災対策に関する出前講座につきま

しては、町民一人ひとりに防災に対する理解を深めていただくとともに、地域や各種団体において災害時の対応について話し合うきっかけづくりとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、公共施設等の脱炭素化についてであります。

今年度は、電力消費量の多い赤来浄化センター及び頓原浄化センターの２施設に太陽光発電設備を整備いたしました。

新年度におきましては、役場本庁舎横の公用車車庫への太陽光発電設備の整備を予定しております。

今後は、設置可能なその他の公共施設につきましても計画的に整備を進め、再生可能エネルギーの自家消費の拡大を図ることにより、脱炭素化の推進と電気料金の削減に取り組んでまいります。

次に道路網の整備についてであります。

町道改良につきましては、町道八神千原線、町道新市赤名線の進捗を図るとともに、町道芦原鋳物屋線の工事に着手します。

また、新規路線として町道奥小田向線の設計業務を行い、平成 23 年度から改良を開始した町道頓原長谷線については最終工事を行い完了いたします。

特別養護老人ホーム事業に伴い整備される道路につきましては、安心安全な交通を確保をするため町道認定を行い、管理に努めてまいります。

道路橋梁につきましては、５年毎に実施している橋梁点検について、新年度は 225 橋のうち 21 橋を実施予定であり、併せて飯石広域農道に架かる４橋についても点検を実施し、安心安全な施設管理に努めてまいります。

農業農村整備事業につきましては、現在進められている農道整備の真木張戸線、張戸山手線他５路線につきまして、早期完成に向け県において事業推進が図られる予定であり、安江地区にある七面大ため池について、防災重点農業用ため池緊急整備事業として測量調査設計業務が実施される予定であります。

また、県事業として国道 184 号の来島３工区（川尻地内）と八神工区及び、県道佐田八神線の長屋谷工区の道路改良の推進が図られる予定であります。

次に、水道料金の改定方針についてであります。

本町の水道料金は、飯南町誕生以降、改定をせず現在に至っており、今後の人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化による更新費等の増加が懸念される状況にあります。

このことから、今年度、水道使用料について検討会議を設置し、４回にわたる検討を重ねていただき、先月 26 日にその検討結果の報告を受けました。

この報告では、水道は町民生活に欠かすことのできないライフラインであることから、

◆今後も持続可能な運営を図るために、30％程度の引き上げはやむを得ない

◆実施にあたっては十分な住民周知期間を設け、段階的に引き上げる等配慮すること
◆施設の効率的な運用や経費の削減に努めること
◆５年毎に使用料の検討を実施すること
といった意見をいただいております。
この報告を基に水道使用料の改定方針を決定し、条例改正の手続きを経て、住民説明など周知期間をしっかりと設け、料金改定を行いたいと考えております。
次に、簡易水道・下水道の整備についてであります。
簡易水道事業につきましては、今年度設計を行いました頓原浄水場の機器更新による機能改善を新年度から２カ年で実施し、安心安全な飲用水の供給を行ってまいります。
水道水の有機フッ素化合物（ＰＦＡＳピーファス）の含有量につきましては、水道水質基準が引き上げられ、その検査が義務化されました。
このことから、新年度から定期的な検査を行い、今後も安心してご利用いただける水の供給に努めてまいります。
下水道事業につきましては、農道改良に伴う支障移転工事を行うとともに、合併処理浄化槽の新設を行い、引き続き下水道接続率の向上を図るとともに、既存の施設の適切な維持管理に努めてまいります。
次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。
はじめに、交通安全表彰についてであります。
多年にわたり交通規則を遵守し、安全運転の推進に功績があった優良運転者として、谷の難波頼孝さんが一般社団法人全日本交通安全協会から、交通栄誉章「緑十字金章」を受賞されました。
難波さんには、本町の交通安全活動に対しても、積極的に寄与いただいており、こうした日頃からのご功労に感謝するとともに、今後のより一層のご活躍をお祈り申し上げます。
次に、今後のコミュニティの在り方検討についてであります。
人口減少が進む中、担い手不足や役割分担の負担感など、現状の集落単位での地域運営が難しくなってきており、様々な課題を感じられているのではないかと考えております。
このことから、昨年７月にコミュニティ実態調査を実施しており、自治会長・組長の皆様にご協力いただいたところであります。
新年度におきましては、アンケート結果から地域が抱えている具体的な課題を抽出し、今後のコミュニティの在り方を検討していくために、地域に出向いてヒアリング調査等を進めたいと考えております。
次に、谷笑楽校の改修についてであります。
谷笑楽校につきましては、平成21年度に大規模改修を実施していますが、改修から16年が経過し、木造の外壁等の劣化が進んでいます。

このことから、新年度は校舎外壁の改修工事を計画しており、併せて施設の利便性を向上させるために駐車場のアスファルト舗装を行いたいと考えております。

次に、財政の健全化についてであります。

近年の物価高騰と賃金上昇により、人件費や物件費などの経常経費が大幅に増加していることに加え、大規模事業の町債償還が続いており、新年度における予算編成についても基金を取り崩して財政運営を行わなければ、収支均衡がとれない大変厳しい状況となりました。

賃金の上昇等により個人町民税では10.8%の増加を見込んでいますが、一方で歳入の約半分を占める地方交付税は、物価高騰と人件費上昇分への対応による増額はあるものの、全て補うだけの充分な額は確保できないものと考えています。

制度改正による、地方揮発油譲与税や環境性能割などの収入減につきましては、地方特例交付金により全額補てんされるようですが、学校給食の無償化など国の政策として進める事業については、しっかりと財源措置されるよう、求めていく必要があると感じています。

これらの財源不足に対応するためには、限られた財源を最大限に活かして、効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、大規模事業の計画的な執行により、町債発行の平準化を行い、安定した財政運営を行う必要があります。

また、歳入の確保についても、自治体間競争となっているふるさと納税の効果的な募集方法や寄附額増加の取組、基金の運用、財産処分などによる自主財源の確保に努めていきたいと考えています。

次に、令和７年度一般会計補正予算についてであります。

この度の補正につきましては、島根県事業として実施される住民税非課税世帯への給付金事業（１世帯あたり３万円）に２千１百万円余、入込客の減少に伴い、琴引スキー場指定管理料の追加分として２千２百万円、介護給付実績等による雲南広域連合負担金３百万円余を追加したほか、運用益の増に伴う基金積立金の増額、事業の完了や精査に伴う減額などにより、総額としては３千２百万円余の減額補正としております。

次に、令和８年度当初予算の概要についてであります。

令和８年度予算は、第３次総合振興計画に掲げる「人口減少社会に適応した持続可能なまち」づくりに向けて、定住住宅建設や地域おこし協力隊の拡充など、喫緊の課題である定住施策に力を入れた予算編成としています。

これらの事業に加え、賃金上昇・物価高騰への対応による人件費、物件費の増加や、基幹業務システム標準化に伴う経費の増加などにより、令和８年度一般会計予算は、対前年12.5%、９億３千６百万円余の大幅増となる84億２千３百万円余を計上しております。

新年度における主な事業としては、

◆高齢者福祉施設建設整備補助金として　４億円、

◆定住促進住宅整備事業に　９千１百万円余、

◆頓原地区こども広場整備事業に　８千７百万円、

◆民間企業との連携による地域おこし協力隊（ＩＴ人材）拡充と拠点整備事業に　８千５百万円余、

◆広域農道の橋梁点検に　１千９百万円、

◆滞在型地域交流拠点施設の管理運営事業に　１千２百万円余、

◆谷笑楽校の外壁等改修整備事業に　１千４百万円余、

◆公共交通計画の見直しに　６百万円余、

◆熊被害防止のための緊急銃猟への対応経費などに　４百万円余、

を計上しており、本町の人口減少を食い止めるための様々な事業を実施するほか、町民の皆様が安心安全に暮らせるための環境整備を、引き続き進めてまいります。

続いて、病院事業会計ですが、人件費や物件費の増加による影響が大きく、対前年９千４百万円余の増となる 14 億７千２百万円余を計上しておりますが､地域医療を支える唯一の医療機関であり、一般会計から３億１百万円を補助して運営を行ってまいります。

また、簡易水道事業会計、下水道事業会計においては、管理経費の増加はあるものの、委託業務や整備工事など建設改良費の減額により、いずれも対前年比減となる５億４千８百万円余、５億１千２百万円余を、それぞれ計上しております。

以上、町政を運営するにあたっての私の基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げました。

まちの将来像である「笑顔と誇りを未来へつなぐまち　飯南」の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。引き続き、町政運営のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今回提案いたします議案は、条例改正など議決を要する案件 26 件、令和７年度一般会計補正予算(第８号)など予算案件 12 件であります。提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、所信表明及び提案理由の要旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今、所信表明を述べさせていただきましたが、お手元のタブレットの資料のとこで 50 ページのところですが、病院への繰り出しのところで一般会計から３億 1,000 万円と申しましたが、３億 100 万円でございますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、10 時 30 分といたします。

午前１０時１８分休憩

……

午前１０時３０分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

日程第６　提案理由の詳細説明

○議長（早樋　徹雄）　日程第６、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、議案第２号、飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第２号について説明します。

飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次の１ページから３ページの制定文の読み上げを省略し、４ページの説明資料をお願いします。

１　提案理由です。認知症は誰もがなり得る病気であり、認知症と診断されたり、その周辺症状がみられる方が、『住み慣れた地域で安心して暮らす』ことができるよう町一体となり認知症についての理解を深め、本人とその家族に寄り添うまち飯南町を目指すため制定するものです。

２　条例の概要ですが、（１）基本理念、第３条関係です。認知症に対する正しい知識と理解に基づいて、認知症予防に取り組みながら、地域全体で本人とその家族に寄り添うことを基本とし、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

（２）基本施策、第８条から第 10 条関係ですが、

ア　人材育成。

①認知症サポーターの養成を推進。

②研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施します。

イ　認知症予防施策。

①健康診断の受診勧奨及び運動習慣と栄養改善に関する指導ですとか、

②通いの場への支援、社会環境を整えるための必要な政策実施。

③認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対する支援を行います。

ウ　本人とその家族への支援。

①本人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図ります。

②地域における互助、共助の活動に対し支援します。

③認知症の進行に応じた適切な支援と関係機関との情報共有と連携体制を整備します。

３　施行期日は令和８年４月１日です。

議案第２号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第３号、飯南町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第４号、飯南町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についての２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。それでは議案第３号について説明します。

飯南町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次の１ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、２ページの説明資料にて説明します。

はじめに、１　提案理由です。島根県人事委員会の勧告等に準じて、職員の諸手当の改正を行うものです。

続いて、２　改正条例の概要です。まず、はじめに（１）期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正ですが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、島根県の改正に準じて期末・勤勉手当合わせて 1.0 月のプラス改定を行うものです。

これは島根県独自の改正ではありますが、意欲と能力のある人材について、引き続き公務現場で活躍していただくために、本町においても改正を行いたいと考えているものです。

期末・勤勉手当ともそれぞれ 0.50 月を加算することとし、期末手当においては、改正後の欄に記載している 100 分の 88.75 に、勤勉手当においては、改正後の欄に記載している 100 分の 78.75 に改正するものです。

次に（２）初任給調整手当の改正ですが、こちらも島根県の改正に準じて、医師等への初任給調整手当について、500 円から 1,000 円に引き上げるものです。

続いて、３ページお願いします。（３）宿日直手当の勤務に係る支給限度額の改正ですが、現在職員による宿日直勤務はありませんが、不測の事態に備え、限度額の引上げを行うものです。

３　施行期日ですが、（１）期末手当・勤勉手当の改正は公布の日（２）初任給調整手当の改正は令和７年４月１日からの適用とし、（３）宿日直手当の改正とあわせて、令和８年４月１日としています。

４ページからは新旧対照表をつけておりますのであわせてご確認ください。議案第３号についての説明は以上です。

続きまして、議案の第４号について説明します。議案第４号です。

飯南町情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次の１ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、２ページの説明資料にて説明します。

はじめに、１　提案理由です。情報公開請求の増加等に伴い、公開決定期間の延長を行うとともに、効率的な行政運営のため、情報公開審査会等の委員の任期を２年に統一するものです。

続いて、２　改正条例の概要です。（１）飯南町情報公開条例の改正ですが、公文書公開の決定及び通知の期間については、適正に処理を行うため、島根県に倣い、現在の「15 日以内」から「30 日以内」に延長するもの。

続いて（２）飯南町行政不服審査会条例及び、（３）飯南町個人情報保護審査会条例については、委員の任期について、２年に統一を図るものです。

なお、参考としまして、３番目のところに情報公開等の申請件数の状況を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

４　施行期日は、令和８年４月１日としています。

３ページからは、新旧対照表をつけていますので、あわせてご確認ください。議案第４号について、説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第５号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村　　剛）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村　　剛）　番外。それでは議案第５号について説明します。

飯南町消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年飯南町条例第 158 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、２ページからの説明資料で説明します。２ページをご覧ください。

１　提案理由です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２　改正条例の概要です。改正内容は、損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定です。

（１）アは消防団員の補償基礎額、イは消防作業従事者等の補償基礎額。

３ページになります。

（２）は扶養親族に係る補償基礎額の加算額についての改正になります。

３　施行期日です。令和８年４月１日ですが、経過措置により、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、これまでの規定が適用されます。

４ページ以降には、新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。議案第５号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第６号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。議案第６号について説明します。

飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和７年飯南町条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページに改正文つけておりますが、読み上げは省略いたしまして、２ページの説明資料で説明させていただきます。

１　提案理由です。滞在型地域交流拠点施設の令和８年４月からの運用にあたり、施設の使用料については、既存の県営寄宿舎と整合性を図り町が決定するため、使用料に関する規定について、所要の改正を行うものです。

２　改正条例の概要です。

（１）第６条第２項の指定管理による使用料の収受に関する規定を削除するものです。公の施設につきまして、指定管理を委託する際の、条文としてつけておりますが、この施設につきましては、先ほどの提案理由にもありましたとおり、県営寄宿舎との整合性を図るということを優先するために、こちらの条文を削ったほうがいいのではという議会からの意見もありましたので、こちらの条文については削除したいというふうに考えております。

（２）別表のルームの使用料を「1 人 8,000 円」に改める。こちらにつきましても、ルームについては、室の使用料 8,000 円としておりますが、２人１部屋ということもありますので誤解を招く恐れもあるということで、１人 8,000 円ということで、明確に定めるということであります。

３　施行期日につきましては公布の日としております。

３ページに新旧対照表をつけておりますので、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第７号、飯南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。議案第７号について説明します。

飯南町火入れに関する条例（平成17年飯南町条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次の１ページに改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、２ページの説明資料にて説明いたします。

１　提案の理由です。雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（令和７年12月23日雲南広域連合条例第７号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

２　改正の条例の内容です。一つ目、林野火災に関する注意報の追加です。火入れを行ってはならない気象情報及び注意報の規定に、林野火災に関する注意報を加えるものです。

二つ目。異常乾燥注意報の名称の修正です。異常乾燥注意報の名称について、現在は乾燥注意報が相当するようであることから、名称を修正するものです。

３　施行期日は令和８年４月１日としております。

３ページ目に新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第８号、憩いの郷衣掛の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号、都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第11号、飯南町観光・体験農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の４議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　番外。それでは議案第８号について説明します。

憩いの郷衣掛の設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第128号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページの改正文は省略し、２ページの説明資料のほうで説明いたしますのでご覧ください。

１　提案理由です。近年の急激な物価高騰に対応できるよう利用料を見直すものです。

２　改正条例の概要です。県内宿泊施設１人あたりの宿泊費上昇率、おおむね50％上昇しておりますが、そちらを鑑み、憩いの郷衣掛の施設利用料を1.5倍程度とするものです。
表の中、宿泊室（素泊まり）ですが、改正前4,840円を改正後7,260円。浴室、大人314円、子ども210円を、改正後大人600円、子ども300円とするものです。

３　施行期日、令和８年４月１日としております。

３ページ以降、新旧対照表を付けておりますのでお読み取りください。議案第８号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第９号について説明いたします。

都市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第130号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページの改正文は省略し、２ページの説明資料で説明いたしますのでご覧ください。

１　提案理由です。近年の急激な物価高騰に対応できるよう、利用料を見直すものとする。

２　改正条例の概要です。（１）利用料の見直し。県内の宿泊施設１人あたりの宿泊費上昇率おおむね50％を鑑み、施設利用料を1.5倍程度とする。
表中です。宿泊室（素泊まり）、改正前大人5,500円、子ども3,740円。改正後は大人・子どもの区分をなくしまして8,250円としております。浴室、改正前330円を改正後大人600円、子ども300円としております。

（２）上限額の設定。基準とする利用料の1.5倍を上限に設定可能とするとしております。こちらにつきましては、ほかの施設にはございますが、都市交流センターにつきましては、1.5倍を上限するという設定とする要項ございませんでしたので追加をしております。

３　施行期日。令和８年４月１日としております。

３ページ以降、新旧対照表をつけておりますのでお読み取りください。議案第９号についての説明は以上です。

続きまして、議案第10号について説明いたします。

琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例(平成17年飯南町条例第132号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページの改正文は省略し、２ページの説明資料で説明いたしますのでご覧ください。

１　提案理由です。近年の急激な物価高騰に対応できるよう利用料を見直すものとする。

２　改正条例の概要です。（１）琴引スキー場です。近隣スキー場リフト代金について上昇傾向にあることから、琴引スキー場リフト利用料についても、同程度の利用料に見直す。

表中、１日券、改正前大人3,982円、子ども3,457円を、改正後大人5,980円、子ども5,190円とすることとしております。１回券、改正前314円、改正後480円です。

（２）琴引スキー場周辺施設、こちらは琴引ビレッジ山荘ですけれども、県内宿泊施設１人あたりの宿泊費上昇率、おおむね50％上昇を鑑み、琴引スキー場周辺施設の利用料を1.5倍程度とする。

表中です。宿泊施設（素泊まり）。改正前大人4,400円、子ども2,750円を、改正後大人・子ども合わせて6,600円。入浴につきましては、改正前大人419円、子ども210円を、改正後大人600円、子ども300円としております。

３　施行期日。令和８年４月１日としております。

３ページ以降、新旧対照表をつけておりますのでお読み取りください。議案第10号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第11号について説明します。

飯南町観光・体験農園の設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第134号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

１ページの改正文は省略し、２ページの説明資料で説明いたしますのでご覧ください。

１　提案理由です。近年の急激な物価高騰に対応できるよう入園料の上限額を見直すものです。

２　改正条例の概要です。入園料上限額の設定。基準とする入園料の1.5倍を上限に設定可能とすることとしております。

表中です。赤名観光体験農園、りんご園です。改正前の入園料の上限、大人（中学生以上）660円、小学生440円、幼児（３歳以上）330円を、改正後、制定可能となる入園料の上限としまして、大人（中学生以上）990円、小学生660円、幼児３歳以上495円としております。

赤名観光ぼたん園、赤名農作業準備休憩施設、これりんご園の事務所となりますが、こちらにつきましては、いずれも改正後も無料としております。

３　施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

３ページは新旧対照表をつけておりますのでお読み取りください。議案第11号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第12号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第12号について説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成17年飯南町条例第98号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次の１ページから９ページの改正文の読み上げを省略し、10ページの説明資料をお願いします。

１　提案理由です。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和８年４月１日付けで外国人被保険者の前納の仕組みの導入、子ども・子育て支援法納付金賦課の設定、国民健康保険料の負担の適正化が行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

２　改正条例の概要ですが、（１）保険料賦課額の改正です。子ども・子育て支援制度開始に伴い、医療分、後期高齢者分、介護分の保険料と併せて、子ども・子育て支援納付金を徴収するものです。

（２）保険料賦課限度額引上げに伴う負担軽減です。保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保険料の限度額の見直しがあり、基礎賦課額にかかる賦課限度額を現行の66万円から67万円に上げ、子ども・子育て支援納付金賦課限度額にかかる賦課限度額を３万円に設定するものです。

（３）保険料の前納の設定です。保険料の適切な納付を目的として海外からの入国初年度の保険料を通常の納期から前倒しして納付される仕組みを導入するものです。

（４）軽減措置の拡大に伴う負担軽減です。低所得者の被保険者の負担を軽減する目的で均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の見直しがあり、次の11ページをお願いします。５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行30万5,000円から31万円に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行56万円から57万円に引き上げるものです。

３　施行期日は令和８年４月１日です。次のとおり経過措置がございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。議案第12号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第13号、飯南町交流物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　番外。議案第 13 号について説明します。

飯南町交流物産館の設置及び管理に関する条例（平成 25 年飯南町条例第 36 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

２ページの説明資料をご覧ください。１　提案理由です。飯南町交流物産館を閉館することに伴い条例を廃止するものです。

２　廃止条例の概要です。飯南町交流物産館は、有限責任事業組合飯南パートナーズが指定管理者として運営してきましたが、本施設を所有者へ返却することに伴い、この条例を廃止するものです。

３　施行期日は令和８年４月１日としております。議案第 13 号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 14 号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第 15 号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定について、及び議案第 16 号、公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定についての３議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。議案第 14 号について説明します。

飯南町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第８条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。説明資料です。

１　提案理由。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）に基づき定めている飯南町過疎地域持続的発展計画について、現行の計画期間が令和７年度をもって終了するため、新たに令和８年度からの５箇年計画を定めるものです。

２　計画の概要です。

（１）計画の名称は、飯南町過疎地域持続的発展計画です。

（２）計画の期間につきましては、令和８年度から令和 12 年度までの５箇年です。

（３）計画の対象地域につきましては、飯南町全域になります。

（４）計画の内容ですが、まず、ア基本的な事項として、飯南町の現状等やデータ的なものを載せております。

イの移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、スその他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、それぞれの項目ごとに、現状と課題、問題点等を記載しており、

それに対する対応として、取組内容を明記しております。

２ページには、県との協議結果通知文をつけております。

３ページ以降は過疎地域持続的発展計画の本文をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

今年度以降実施します特別養護老人ホームの支援でありますとか、こども広場、まだ時期は決まっておりませんが小中学校の関連施設の改修や建設に関するもの、宿泊施設や拠点複合施設の整備など、大きな政策的なものにつきましては、この計画で読み取れるように明確に明記しております。議案第 14 号の説明は以上です。

続きまして議案第 15 号について説明いたします。

公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

1 ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。志津見集落活性化施設。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町志津見 351 番地 1。有限会社志都の里　代表取締役　高岡晃。

３　指定する期間。令和８年４月 1 日から令和 13 年３月 31 日まで。

なお、この本施設につきましては、その性格などを考慮し、地域等の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

議案第 15 号につきましては、説明は以上です。

続きまして議案第 16 号について説明いたします。

公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページをご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。滞在型市民農園。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町志津見 351 番地 1。有限会社志都の里　代表取締役　高岡晃。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで。

この施設につきましても、先ほどの議案第 15 号と同様に、公募によらない指定管理者の選定として選定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 17 号、公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定管理者の指定について、議案第 18 号、公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定について、議案第 19 号、公の施設（飯南町水稲種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定について、及び議案第 20 号、公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定について、の４議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。議案第 17 号について説明します。

公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

１ページ目をご覧ください。公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を負わせようとする公の施設の名称。飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県松江市殿町 19 番地１、島根県農業協同組合　代表理事組合長　竹下克美。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間です。

本施設につきましては、その性格などを考慮し、地域密着性農業のノウハウ、組織の安定性を活用した管理を行うため、飯南町公募の公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

議案第 17 号についての説明は以上です。

続いて議案第 18 号について説明します。

公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

1 ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を負わせようとする公の施設の名称。飯南町育苗センター。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県松江市殿町 19 番地 1、島根県農業協同組合　代表理事組合長　竹下克美。

３　指定する期間。令和８年４月 1 日から令和 13 年３月 31 日までの５年間です。

本施設につきましても、その性格などを考慮し、地域密着性農業のノウハウ、組織の安定性を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例第５条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

議案第 18 号についての説明は以上です。

続いて議案第 19 号について説明します。

公の施設（飯南町水稲種子集出荷選穀施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

1 ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を負わせようとする公の施設の名称。飯南町水稲種子集出荷選穀施設。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県松江市殿町 19 番地 1、島根県農業協同組合　代表理事組合長　竹下克美。

３　指定する期間。令和８年４月 1 日から令和 13 年３月 31 日までの５年間です。

本施設につきましても、その性格などを考慮し、地域密着性農業のノウハウ、組織の安定性を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

議案第 19 号についての説明は以上です。

続いて議案第 20 号について説明します。

公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

1 ページをご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を負わせようとする公の施設の名称。飯南町きのこ生産施設。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県雲南市掛合町掛合 2152 番地 11、飯石森林組合　代表理事組合長　木村守登。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間です。

本施設につきましても、その性格などを考慮し、地域密着性、林業のノウハウ、組織の安定性を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。議案第 20 号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 21 号、公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定について、議案第 22 号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定について、議案第 23 号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定について、及び議案第 24 号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についての４議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　番外。議案第 21 号について説明します。

公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

1 ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。酒づくり交流館。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町赤名 23 番地、株式会社赤名酒造　代表取締役　三島崇暁。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までです。

なお、本施設につきましては施設の持つ性格などを考慮し、適切な管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。議案第 21 号についての説明は以上です。

続いて、議案第 22 号について説明します。

公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者を別紙のとおり指定し

たいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。
１ページ目をご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。
１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設。
２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名 38 番地２、株式会社飯南トータルサポート、代表取締役　正木喜代隆。
３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までです。
なお、本施設につきましては、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条の規定に基づき、公募した結果、１団体の応募があり、審査の結果、指定管理者として選定をするものです。議案第 22 号の説明は以上です。

続いて議案第 23 号について説明します。
公の施設（都市交流センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。
１ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。
１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。都市交流センター。
２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名 38 番地２、株式会社飯南トータルサポート、代表取締役　正木喜代隆。
３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までです。
なお、本施設につきましても、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条の規定に基づき、公募した結果、１団体の応募があり、審査の結果、指定管理者として選定をするものです。議案第 23 号についての説明は以上です。

続きまして、議案第 24 号について説明します。
公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。
１ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。憩いの郷衣掛。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町上赤名 38 番地２、株式会社飯南トータルサポート、代表取締役　正木喜代隆。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までとしています。

なお、本施設につきましても、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条の規定に基づき、公募した結果、１団体の応募があり、審査の結果、指定管理者として選定をするものです。議案第 24 号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 25 号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉事務所長（門脇　貴子）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　門脇福祉事務所長。

○福祉事務所長（門脇　貴子）　番外。議案第 25 号について説明します。

公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

２ページをご覧ください。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、次のように公の施設の指定管理者を指定するものとする。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町障がい者共同生活支援施設。

２　指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町頓原 1070 番地、株式会社あゆみ。代表取締役　安部生郎。

３　指定する期間。令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までです。

本施設につきましては、その性格などを考慮し、地域等の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 26 号、町道の路線認定について、及び議案第 27 号、水道料金に関する権利債権の放棄についての２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。議案第 26 号について説明します。

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定により、別紙路線を町道認定したいので、同条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次のページをお願いします。町道路線調書です。説明は省略し、次ページの説明資料で説明します。

１　提案理由です。特別養護老人ホームが整備されることで、交通量が増加する見込みであり、町道として管理する必要があるため、当該路線の町道認定をするものです。

２　当該路線の概要です。路線名は沢屋中線です。起点は、下の図にあるように、県道頓原八神線の交点飯南町佐見43番２、終点は町道頓原寺沢花栗線の交点飯南町佐見39番１です。延長は133メートルです。議案第26号の説明は以上です。

続いて議案第27号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次のページをお願いします。

１　権利を放棄する債権の名称。水道料金。

２　放棄する債権の内容。調定年度令和２年度。債務者数２名、件数６件、金額２万2,700円です。

３　権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が死亡しており回収が困難な債権であることです。

次のページに別紙として放棄理由別の内訳をつけておりますので、ご確認ください。

議案第27号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第28号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（曽田　卓文）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　曽田副町長。

○副町長（曽田　卓文）　番外。議案第28号について説明します。

令和７年度飯南町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,209万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,430万７千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費の補正）
第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。
（地方債の補正）
第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。
令和８年３月３日　提出。飯南町長。
　次のページをお願いします。続いて２ページ。第１表　歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。
款、地方交付税。補正前の額に１億2,036万３千円を追加し、43億4,636万円。
款、分担金及び負担金。補正前の額に447万円を追加し、7,071万７千円。
款、国庫支出金。補正前の額から1,259万２千円を減額し、６億4,114万５千円。
款、県支出金。補正前の額から426万８千円を減額し、５億2,598万１千円。
款、財産収入。補正前の額に508万５千円を追加し、2,999万６千円。
款、寄付金。補正前の額から400万円を減額し、１億6,269万１千円。
款、繰入金。補正前の額から１億567万９千円を減額し、４億8,624万３千円。
款、諸収入。補正前の額から417万８千円を減額し、２億6,337万７千円。
款、町債。補正前の額から3,130万円を減額し、７億9,930万円。
歳入合計。補正前の額から3,209万９千円を減額し、82億4,430万７千円。
　次のページをお願いします。続いて歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。
款、総務費。補正前の額から3,350万８千円を減額し、15億4,537万６千円。
款、民生費。補正前の額から110万円を減額し、16億630万８千円。
款、衛生費。補正前の額に3,130万９千円を追加し、９億1,548万５千円。
款、農林水産業費。補正前の額から2,850万５千円を減額し、６億7,932万６千円。
款、商工費。補正前の額に2,196万２千円を追加し、４億7,161万４千円。
款、土木費。補正前の額から548万１千円を減額し、７億684万２千円。
款、消防費。補正前の額から682万９千円を減額し、２億4,442万９千円。
款、教育費。補正前の額から994万７千円を減額し、５億4,417万８千円。
歳出合計。補正前の額から3,209万９千円を減額し、82億4,430万７千円。
　次のページをお願いします。続いて４ページ、第２表　繰越明許費補正の追加です。
　款、民生費、項、社会福祉費。事業名、物価高騰対策非課税世帯給付金2,183万１千円は、県の補正予算措置を実施する非課税世帯向けの給付金事業の事業期間が年度をまたぐため繰り越すもの。
　款、農業水産業費、項、農業費。事業名、園芸振興対策事業400万円は、令和７年度交付の国の物価高騰対策の交付金を財源とした事業で、令和８年度に事業を実施するため繰り越す

もの。

続く事業名、堆肥センター臨時管理費927万５千円は、受注生産の堆肥運搬車の納期の遅れが発生したため繰り越すもの。

款、商工費、項、商工費。事業名、飯南町交流物産館臨時管理費412万７千円は、年度末の交流物産館の閉館後に原形復旧を行う必要があるため繰り越すもの。

款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、橋梁長寿命化事業交付金1,046万４千円。

事業名、町道頓原長谷線整備事業交付金1,300万円。

事業名、町道八神千原線整備事業交付金2,469万円。

事業名、町道芦原鋳物屋線整備事業交付金442万円は、社会資本整備交付金など、国の交付金が補正予算により措置されたもので、事業期間を確保するため繰り越すもの。

款、教育費、項、保健体育費。事業名、学校給食臨時管理費751万９千円は、受注生産の給食車の納期が遅れたため繰り越すもの。

以上、説明しましたように、多くの事業を繰り越すこととしています。今後、これらの事業も可能な限り早期の事業の完了に努めてまいります。

また、６月定例会において、繰越計算書の報告書にあわせ、進捗事業状況を報告します。

次のページをお願いします。続いて５ページ、第３表　地方債補正変更です。

起債の目的。庁舎等整備事業債160万円全額を減額し、変更後の限度額はゼロ。これは太陽光パネルの設置箇所変更に伴う事業中止による減額。

次に、過疎地域持続的発展特別事業債。240万円を減額し１億3,860万円。小さな拠点づくり推進事業、飯南高校教育支援事業の事業費確定による減額です。

次に、集会施設等整備事業債。1,310万円を減額し6,330万円。

赤名農村環境改善センターの非常用発電機設置及び空調施設改修工事の事業費確定による減額です。

次に、畜産施設整備事業債。290万円を減額し1,780万円。マニアスプレッダートラック更新に係る事業費の確定による減額です。

次に、公有林整備事業債。40万円を減額し60万円。町行造林事業の事業費確定による減額です。

次の道路事業債。330万円を減額し１億720万円。社会資本整備総合交付金の交付決定による事業費増減に伴う減額です。

次に、消防施設整備事業債。760万円を減額し2,440万円。消防通信指令システム更新経費、軽積載車整備経費の確定による減額です。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、事項別明細書の歳入について説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは６ページから事項別明細書ですが、めくっていただいて７ページ、１総括です。歳入については説明を省略し、８ページ、歳出について。歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金1,958万1千円の減。地方債3,130万円の減。その他特定財源760万２千円の減。一般財源2,638万４千円の増です。

続いて９ページ、２歳入です。概要説明資料は１ページからになります。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税の確定に伴い、今回の補正の財源として増額しています。

続いて、款、分担金及び負担金、項、負担金、目、民生費負担金は、施設入所者の増に伴う増額。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、児童手当の確定に伴う減額。

続いて、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、物価高騰対策事業の実施に伴う地方創生臨時交付金の増額と、事業費確定に伴う交付金等の減額です。

続いて、目、民生費国庫補助金は、事業費確定に伴う減額。

目、土木費国庫補助金は、交付決定によります減額です。

次に、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金は、児童手当の確定に伴います減額。

続いて10ページをお願いします。

項、県補助金、目、民生費県補助金から目、災害復旧費県補助金までは、それぞれ事業費の確定や交付金の確定に伴う増減ですが、民生費県補助金のうち、一番上にあります低所得世帯緊急支援事業補助金2,183万1千円については、県、島根県独自で非課税世帯に対する給付金１世帯あたり３万円支給事業が実施されることによります増額です。

続いて10ページの一番下になります。概要説明資料は２ページに入っております。

項、委託金についても事業費の確定や交付金の確定に伴う減額になります。

次に、11ページです。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金運用益によります増額です。

続いて、款、項、寄付金、目、指定寄付金は、企業版ふるさと納税について実績見込みによります減額です。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金ですが、事業費の確定等に伴い、三つの基金について戻入れを行っているほか、目、生活路線バス車両更新基金繰入金については、基金廃止のため、全額繰入れを行います。

次に、款、諸収入、項、貸付金元利収入、目、農林水産業費貸付金元利収入は、サツマイ

モ生産者協議会への貸付金の減額に伴う減額です。

続いて 12 ページをお願いします。

目、民生費受託事業収入は、広域保育受託児童数の増に伴う増額です。

次に、項、目ともに雑入及びその下の款、項、町債についてもそれぞれ事業費確定に伴います減額となります。歳入については以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

続きまして、13ページから３歳出になります。概要説明資料は４ページからです。なお、歳出の６事業における人件費につきましては、後ほど給与費明細書で一括して説明します。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

款、総務費、項、総務管理費、目、財政管理費。財政事務経常管理費につきましては、財務書類作成支援業務の事業費確定による減額です。

目、財産管理費。庁舎臨時管理費につきましては、太陽光パネルの設置について、令和８年度に見送ることとしましたが、パネル設置予定箇所の変更に伴う補償金の減額です。

赤名農村環境改善センター臨時管理費につきましては、非常用発電機設置及び空調改修工事の実績による減額です。

目、企画費。ＣＡＴＶ事業経常負担金につきましては、人件費の増による負担金の増額です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

広域連合負担金（一般分計上）につきましては、人件費の増によります負担金の増額です。

企業版ふるさと応援寄附促進事業につきましては、寄付実績によります減額です。

続いて、目、地域振興費。自治体間広域連携事業につきましては、連携事業の実績によります減額です。

地域おこし協力隊活動事業につきましては、地域おこし協力隊の退任による減額です。

集落支援員活動事業につきましては、支援員の事業実績による減額です。

地域・人づくり事業につきましては、講師依頼の経費やイベント内容の精査等による事業費の減額です。また補助金の交付決定による財源変更を行っております。

小さな拠点づくり推進事業につきましては、コミュニティ把握調査を直営で実施したことによる減額と、補助金の交付決定による財源の変更です。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、補助事業の実績による減額です。

飯南高校教育支援事業につきましては、飯南高校への通学者の助成の見込みが下回ったことによる減額です。

教育魅力化推進事業につきましては、高２留学の応募がなかったことによる事業実績の減額です。

○住民課長（野津　史昭）　続いて、14 ページになります。

目、地域交通対策費。町営バス運行臨時管理費は、三江線代替バス購入実績によりまして、美郷町への返還金が確定したことによる増額です。

続いて、町営バス購入事業は、先ほどのバス購入実績に伴う財源変更です。

○防災危機管理室長（田村　　剛）　続いて、概要説明資料は５ページになります。

目、基金費につきましては、基金運用益をそれぞれの基金に積み立てるものです。

続いて、項、選挙費、目、町議会議員選挙費及び予算書 15 ページの目、参議院議員選挙費につきましては、実績による減額です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

目、統計調査費。国勢調査につきましては、事業実績による減額です。

○住民課長（野津　史昭）

予算書は 16 ページになります。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。給付金・定額減税一体支援事業は、昨年 10 月末を申請期限として実施しました調整給付事業の実績に伴う減額です。

○福祉事務所長（門脇　貴子）

続いて、物価高騰対策非課税世帯給付金は、生活の支援を行うため、非課税世帯に対し３万円を支給する事業で、扶助費等を計上しております。

○保健福祉課長（安部　　農）

続いて、目、社会福祉施設費。高齢者福祉施設整備事業は、電柱移転補償費の増額による工事請負費から補償金への科目変更が必要となり行うものです。

予算書 17 ページをお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費。老人保護措置費は措置入所者の増などによる扶助費の増額です。

緊急通報システム事業は、申請実績による減によるもので減額です。

ここから予算概要書は６ページです。

雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、介護給付実績等による負担金の増額です。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子ども・子育て支援対策事業は、出生児童数の減少による出産祝い金の減額です。

続いて、出会い創出事業は、婚活事業の実績などによる県からの交付金確定に伴う財源変更です。

続いて、保育士確保対策事業は、修学初年度となる方の補助金申請がなかったことなど、

実績に伴う減額です。

続いて、妊婦のための支援給付事業は、出生児童数の減少などによる給付金の減額です。

続いて、目、児童措置費。児童手当費は児童手当支給実績による減額です。

続いて、目、児童福祉施設費。町立保育所業務委託ですが、育児休暇取得などに伴う人件費の減による飯南町社会福祉協議会への委託料減額と、広域保育の受託料が増えたことなどによる財源変更です。

○建設課長（森山　　篤）

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金及び下水道事業会計補助金合併浄化槽につきましては、公営企業会計で説明します。

○保健福祉課長（安部　　農）

目、母子衛生費。育児等健康支援事業は、令和６年度実績による返還金の増額です。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、18 ページになります。

目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（齋場）は、人件費の増額による負担金の増額です。

○病院事務長（高橋　克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金については、公営企業会計のほうで説明します。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費は、建物家財保険料支払いによる指定管理料が増えたことによる増額です。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、人件費の増額による負担金の増額です。

○産業振興課長（深石　尚志）

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。園芸振興対策事業は、物価高騰により肥料、農薬などの生産資材及び燃料費等が高騰し、経営に影響が出ている生産者を支援するとともに、生産者の町内産直市への出荷を促進するための支援、野菜等生産者物価高騰緊急支援補助金実施による 400 万円の増額と、サツマイモ生産者協議会貸付金の貸付け実績 300 万円の減による差引き 100 万円の増額です。

中山間直接支払事業は、交付金確定、集落機能強化加算等の取組減少による減額です。

多面的機能支払事業は、交付金確定、冬期湛水等加算取組の減少による減額です。

続いて、概要書資料７ページです。

農作物渇水・高温対策事業は、事業実績による減額と、県補助金交付による財源変更です。

目、畜産費。堆肥センター臨時管理費は、トラック、マニアスプレッダー更新の入札減に

よる減額です。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業は補助事業費確定による減額です。

○産業振興課長（深石　尚志）

続いて、予算書19ページ。

項、林業費、目、林業振興費。合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、県の補助金配分額が要望額から大幅に減額になったことによる事業費減少による減額です。

目、林業費。町行造林事業補助は、県の基準により、下刈り等の事業が不要になったことによる減額です。

森林整備協定事業補助は、雪起こし等の事業が不要になったことによる減額です。

○産業振興課総括監（本間　康浩）

款、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を財源としたい～にゃんPAY利用促進ポイント付与による増額と、ガソリンスタンド支援補助の申請実績による減額です。

目、観光費。琴引スキー場外臨時管理費につきましては、入り込み客数が３万２千人に届いておらず、契約に基づく指定管理料の増額です。

飯南町交流物産館臨時管理費につきましては、建物賃貸借契約に基づく現状復旧に向けた負担金の増額です。

地域おこし協力隊活動事業観光につきましては、協力隊の退任による活動費の減額です。

○議長（早樋　徹雄）　ここで、休憩をします。本会議の再開は13時といたし、土木費からの説明を受けます。

午前１１時５１分休憩

……

午後　１時００分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

午前中に引き続いて、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）の予算書20ページの款の土木費から説明をお願いします。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。

午前中に引き続きまして、議案第28号　令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）歳出、土木費から説明をいたします。予算書は20ページ、概要書は７ページになります。

款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費は、社会資本総合整備交付金の交付決定によります財源変更です。

目、道路橋梁新設改良費。町道頓原長谷線整備事業交付金は、社会資本総合整備交付金の交付決定に伴います増額です。

町道八神千原線整備事業交付金及び町道芦原鋳物屋線整備事業交付金は、いずれも社会資本総合整備交付金の交付決定に伴います減額です。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道は、公営企業会計で説明します。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金消防分につきましては、人件費の減等による負担金の減額です。

雲南広域連合臨時負担金消防分につきましては、消防通信指令システム更新事業の財源変更等による負担金の減額です。

続いて予算書は21ページになります。

目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、団員年報酬の実績による減額です。

続いて、概要説明資料は８ページになります。

目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、軽積載車整備事業の事業費確定による減額です。

○教育次長（石飛　幹祐）

続いて教育費です。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。不登校児童生徒支援事業は、教育支援教室サポートスタッフの実績減による減額です。

項、小学校費、目、教育振興費。小学校教育振興共通臨時管理費は、ｉＰａｄ一括更新に伴う入札減によるものです。

項、中学校費、目、教育振興費。中学校教育振興共通臨時管理費は、ｉＰａｄ一括更新に伴う入札減によるものです。

次に、スクールカウンセラー設置事業は、スクールカウンセラーの活動の減による実績減です。

続いて、中学校スクールバス経常管理費は、校外活動、部活動利用の減による実績減となっております。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて、22ページから、給与費明細書になります。

はじめに、１特別職ですが、比較の欄をご覧ください。その他の欄において131人、195

万６千円の減額がありますが、令和７年７月の参議院議員選挙と町議会議員選挙の期日が同日となったことによります投票管理者、立会人等の報酬の減額、国勢調査の実施や消防団報酬の実績に伴う減額です。

続いて 23 ページ、２一般職（１）総括です。これは 24 ページのアとイの合計額となりますので、24 ページの資料で説明します。24 ページをお願いします。

まず、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員について比較の欄をご覧ください。人数の変更はなく、選挙の時間外手当等の減額によるものです。

続いてその下、イ会計年度任用職員です。同じく比較の欄をご覧ください。地域おこし協力隊の退職に伴い、報酬、職員手当、共済費を減額するものです。

25 ページには給料及び職員手当、増減額の明細を記載しておりますのであわせてご確認ください。議案第 28 号については以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 29 号、令和７年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第 29 号について説明します。

令和７年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81 万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億 4,641 万１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次の２ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、財産収入。補正前の額に 81 万９千円を追加し、91 万９千円。

歳入合計。補正前の額に 81 万９千円を追加し、６億 4,641 万１千円。

３ページをお願いします。歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、基金積立金。補正前の額に 81 万９千円を追加し、91 万９千円。

歳出合計。補正前の額に 81 万９千円を追加し、６億 4,641 万１千円。

続きまして、事項別明細書５ページの１総括。歳入の説明は省略し６ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳はすべてその他特定財源です。81 万９千円の増です。

７ページをお願いします。概要説明資料は９ページです。２歳入です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。国民健康保険事業基金利子は、基金運用益の分配、12 月末までの運用益です。

８ページをお願いします。３歳出です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。国保事業運営基金積立金は、先ほどの基金運用益の分配をこちらに積み立てるものです。議案第 29 号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 30 号、令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第５号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋　克裕）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋　克裕）　番外。議案第 30 号について説明します。

第１条　令和７年度飯南町病院事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第１款、病院事業収益。既決予定額に 3,324 万９千円を追加し、11 億 390 万８千円。

第２項、医業外収益。既決予定額に 3,324 万９千円を追加し、３億 5,137 万５千円

第３条　予算第４条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,706 万８千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 745 万５千円と過年度分損益勘定留保資金 3,961 万３千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第１款　資本的収入。既決予定額から 150 万円を減額し、１億 7,892 万７千円。

第１項、企業債。既決予定額から 150 万円を減額し、7,640 万円。

支出。第１款　資本的支出。既決予定額から 116 万２千円を減額し、２億 2,599 万５千円。

第１項、建設改良費。既決予定額から 116 万２千円を減額し、8,200 万９千円。

次のページです。第４条　予算第５条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

変更です。起債の目的、施設整備事業　医療機器等整備事業。変更前の限度額から 150 万円を減額し、変更後の限度額 7,640 万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次のページです。実施計画書です。目について読み上げます。

１．収益的収入。収入。目、他会計補助金。既決予定額に 3,324 万９千円を追加し、３億 2,324 万９千円。

次のページです。２．資本的収入及び支出。収入。目、企業債。既決予定額から 150 万円

を減額し、7,640 万円。

支出。目、建物整備費。既決予定額から 97 万２千円を減額し、4,831 万２千円。

目、有形固定資産購入費。既決予定額から 19 万円を減額し、3,369 万７千円。

次５ページ、明細書です。

１．収益的収入。収入。目、他会計補助金については、コロナ禍以降、地域医療体制確保のためとして、特別地区を地方交付税の措置があり、本年度も交付されることとなりました。また、令和７年度分給与改定分として普通交付税措置がありましたので、これらを一般会計補助金として増額するものです。

次に６ページです。

２．資本的収入及び支出です。収入。目、企業債については、施設整備及び医療機器等整備に係る事業の確定による減額です。

続いて支出です。

目、建物整備費及び、目、有形固定資産購入費については、病院玄関周辺の改修工事など、事業の確定による減額です。

７ページからは、予定キャッシュフロー計算書など附属資料を添付しておりますが、説明は省略いたします。議案第 30 号の説明は以上となります。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 31 号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第４号）、議案第 32 号、令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第４号）の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。議案第 31 号について説明します。

第１条　令和７年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。

第１款、資本的収入。既決予定額から3,483万５千円を減額し、２億5,817万９千円。

第１項、企業債。既決予定額から1,600万円を減額し、１億100万円。

第３項、負担金及び受託金。既決予定額から 1,887 万９千円を減額し、2,192 万１千円。

第５項、一般会計出資金。既決予定額に４万４千円を追加し、8,995 万９千円。

支出。

第１款、資本的支出。既決予定額から 3,483 万５千円を減額し、２億 7,794 万３千円。

第１項、建設改良費。既決予定額から 3,483 万５千円を減額し、１億 7,236 万５千円。

次、２ページです。

第３条　予算第５条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

限度額の変更です。起債の目的、簡易水道事業。変更前の限度額から1,600万円を減額し、変更後の限度額１億100万円です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

第４条　予算第９条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,512万４千円に改める。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次に、３ページです。実施計画書です。目について読み上げます。

１．資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額から1,600万円を減額し、１億100万円。

目、工事負担金。既決予定額から1,887万９千円を減額し、2,192万１千円。

目、一般会計出資金。既決予定額に４万４千円を追加し、8,995万９千円。

支出、目、建設改良費。既決予定額から3,483万５千円を減額し、１億7,236万５千円。

次に、４ページです。明細書です。概要書は12ページになります。

１．資本的収入及び支出。

収入につきましては、赤名石綿管更新工事、水道管支障移転の事業実績による企業債の減額と、支障移転に伴う国県からの工事負担金の減と、これらの事業に対する一般会計出資金の増額です。

次に、５ページ、歳出です。支出は、赤名石綿管更新工事及び水道管支障移転の事業実績による工事請負費の減額です。

次の６ページ､予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましてはご覧ください。

議案第31号の説明は以上です。

議案第32号について説明します。

第１条　令和７年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。

第１款、資本的収入。既決予定額から1,485万１千円を減額し、２億4,090万１千円。

第１項、企業債。既決予定額から780万円を減額し、１億5,500万円。

第２項、受益者分担金。既決予定額から105万円を減額し、195万円。

第３項、負担金及び受託金。既決予定額に２万７千円を追加し、1,559万６千円。

第４項、補助金。既決予定額から479万７千円を減額し、915万３千円。

第５項、一般会計出資金。既決予定額から123万１千円を減額し、5,920万２千円。

支出。

第１款、資本的支出。既決予定額から1,485万１千円を減額し、２億5,361万７千円。

第１項、建設改良費。既決予定額から1,485万１千円を減額し、6,941万２千円。

次、２ページです。

第３条　予算第５条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。限度額の変更です。起債の目的、下水道事業。変更前の限度額から780万円を減額し、変更後の限度額4,460万円です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

第４条　予算第９条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,631万４千円に改める。

令和８年３月３日　提出、飯南町長。

次に３ページです。実施計画書です。目について読み上げます。

１．資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額から780万円を減額し、１億5,500万円。

目、受益者分担金。既決予定額から105万円を減額し、195万円。

目、工事負担金。既決予定額に２万７千円を追加し、1,559万６千円。

目、国県補助金。既決予定額から479万７千円を減額し、915万３千円。

目、一般会計出資金。既決予定額から123万１千円を減額し、5,920万２千円。

支出。目、建設改良費。既決予定額から1,485万１千円を減額し、6,941万２千円。

次に4ページ、明細書です。概要書は13ページです。

１．資本的収入及び支出。収入。

目、企業債は、太陽光発電設備整備及び下水道管支障移転の事業実績による減額です。

目、受益者分担金は、新規接続の実績によります減額です。

目、土木工事負担金は、支障移転の実績による増額です。

次に、国県補助金は、太陽光発電設備整備事業の実績及び合併浄化槽整備の実績による減額です。

目、一般会計出資金は、これらの事業実績に伴います一般会計からの出資金の減額です。

次に５ページ、支出です。

太陽光発電設備整備及び下水道管支障移転などの事業実績によります工事請負費の減額です。

次の６ページ､予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましてはご覧ください。

議案第32号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 33 号、令和８年度飯南町一般会計予算を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（曽田　卓文）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　曽田副町長。

○副町長（曽田　卓文）　番外。議案第33号について説明します。

令和８年度飯南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億2,336万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次のページをお願いします。２ページ、第１表　歳入歳出予算。はじめに歳入です。款ごとに合計金額を読み上げます。

款、町税。４億9,083万６千円。

款、地方譲与税。１億1,053万５千円。

款、利子割交付金。99万７千円。

款、配当割交付金。268万５千円。

款、株式等譲渡所得割交付金。330万５千円。

款、法人事業税交付金。1,230万１千円。

款、地方消費税交付金。１億3,169万５千円。

款、環境性能割交付金。39万９千円。

款、地方特例交付金。1,233万５千円。

款、地方交付税。41億8,000万円。次のページをお願いします。

款、交通安全対策特別交付金。68万９千円。

款、分担金及び負担金。7,568万１千円。
款、使用料及び手数料。9,544万８千円。
款、国庫支出金。６億5,131万９千円。
款、県支出金。５億1,768万円。
款、財産収入。2,126万８千円。
款、寄付金。１億6,559万円。
款、繰入金。４億8,766万７千円。
款、繰越金。500万円。次のページをお願いします。
款、諸収入。１億8,163万円。
款、町債。12億7,630万円。
歳入合計、84億2,336万円。
　次のページをお願いします。続いて歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。
款、議会費。6,932万６千円。
款、総務費。16億7,118万８千円。
款、民生費。18億2,097万４千円。
款、衛生費。９億774万３千円。
款、農林水産業費。７億3,276万円。
款、商工費。４億2,344万１千円。
款、土木費。８億1,880万８千円。次のページをお願いします。
款、消防費。２億5,682万７千円。
款、教育費。５億7,023万４千円。
款、公債費。11億3,705万９千円。
款、予備費。1,500万円。
歳出合計、84億2,336万円。
　次のページをお願いします。７ページ、第２表　債務負担行為です。
事項、老人福祉施設整備費補助金。期間、令和９年度。限度額４億円。これは飯南町社会福祉協議会が計画している令和８年度から令和９年度事業期間とする高齢者福祉施設の整備費について、町から支援をするための債務負担行為です。
　次のページをお願いします。８ページ、第３表　地方債です。
新年度に予定しています20の事業債です。起債の目的、限度額について読み上げます。起債の方法、利率、償還のほうについてはご覧ください。
　なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に担当課長より説明します。
庁舎等整備事業債。公用車車庫への太陽光発電施設設置に伴うもので1,210万円。
脱炭素化推進事業債。ハイブリッド車への公用車更新に伴うもので460万円。

町営バス等整備事業債。町営バス更新に伴うもので1,140万円。
地域情報施設整備事業債。飯南放送局の無停電電源供給機の更新等に伴うもので2,780万円。
定住促進対策事業債。定住促進住宅の用地取得、造成測量、造成等に伴うもので8,720万円。
過疎地域持続的発展特別事業債。いわゆる過疎ソフトで１億3,930万円。
集会施設等整備事業債。谷笑楽校の外壁改修工事に伴うもので1,480万円。
社会福祉施設整備事業債。高齢者福祉施設整備に係る支援に伴うもので４億円。
児童福祉施設整備事業債。保育所の修繕工事に伴うもので720万円。
保健衛生施設整備事業債。三刀屋齋場の火災炉更新負担金及びラムネ銀泉・加田の湯施設修繕に伴うもので1,280万円。
農業基盤整備事業債。圃場整備、農道整備などに伴うもので7,630万円。
林業事業債。林道整備等に伴うもので2,350万円。
観光施設整備事業債。頓原緑地公園内の整備、憩いの郷衣掛の施設改修などに伴うもので１億1,320万円。
道路事業債。各道路整備等に伴うもので１億8,310万円。
緊急浚渫推進事業債。河川浄化に伴うもので2,100万円。
公営住宅建設事業債。公営住宅の改修工事に伴うもので5,140万円。
消防施設整備事業債。消防車両、救急車両の更新に伴うもので2,660万円。
義務教育施設整備事業債。スクールバスの更新、小学校給食センターの施設改修等に伴うもので1,280万円。
社会教育施設整備事業債。国民スポーツ大会開催に向けた頓原球場トイレ整備等に伴うもので5,070万円。
公共土木施設災害復旧債。災害復旧実施に伴うもので50万円です。
総括についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　続いて、事項別明細書の歳入について説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは９ページから事項別明細書になりますが、めくっていただき10ページ、１総括です。歳入は説明を省略し、11ページ歳出について、歳出合計の本年度予算額の財源内訳ですが、国県支出金11億6,333万４千円。地方債12億7,580万円。その他特定財源６億2,932万６千円。一般財源53億5,490万円です。

続いて、12ページから歳入になります。ここからは、別冊の令和８年度飯南町当初予算の概要、一般会計の資料のほうで説明をさせていただきますので、こちらをご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、別冊の予算の概要資料をめくっていただきまして、はじめに財政資料について説明をいたします。財政資料１ページです。令和８年度の会計別当初予算集計表です。

はじめに一般会計です。

令和８年度の一般会計予算は84億2,336万円の予算としており、対前年プラス12.5%、９億3,683万円余の大幅増となったところです。

所信表明にもあったとおり、定住住宅の整備に係るものや、地域おこし協力隊の拡充など、定住施策に特に力を入れているほか、令和８年度に整備予定の高齢者福祉施設への建設補助、頓原地区こども広場整備などの大規模事業の実施による増額がその要因となっています。

続いて特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計については、病院の機器整備費等の減に伴い0.3%の減、後期高齢者医療事業特別会計については、被保険者の増加等に伴い8.4%の増、介護保険サービス事業特別会計については、主に人件費の増加に伴い11.8%の増となっております。

続いて企業会計です。

病院事業会計においては、人件費や物件費の大幅増による営業が大きく、6.9%、9,491万円余の増となっています。

また、簡易水道事業会計においては、3.7%、2,133万円余の減となっていますが、頓原浄水場改良に係る設計業務の完了等による影響で、減額となっています。

最後に、下水道事業会計についてですが、浄化センターへの太陽光発電設備工事の完了、支障移転工事の減などに伴い、12.4%、7,280万円余の減額予算としています。

これらの特別会計、企業会計を含めた７会計の合計は、前年比8.8%増、９億5,661万余の増となります118億3,200万６千円となっています。

続いて、次のページ、財政資料２ページです。令和８年度の予算の款・項別比較表になります。

まずはじめに歳入について主なものを説明します。自主財源の要であります款１町税は、令和７年度の課税実績を参考にしており、賃金上昇から、個人町民税において10.8%の増額を見込んでおり、全体として2.8%の増としています。

次に、款２地方譲与税ですが、制度改正に伴う地方揮発油譲与税の大幅減額により、全体として前年比5.5%の減額。

続いて、款３利子割交付金から款の７地方消費税交付金まで、それぞれ県の試算を参考としていますが、金利の上昇や株投資への好調な推移等によりまして、いずれも大幅な増額と見込んでいます。

次に、款８環境性能割交付金は、こちらも制度改正に伴い大幅な減額となりますが、先ほどの款の２地方揮発油譲与税の減額分とあわせて、款９地方特例交付金にて、全額補填されるため、こちらのほうは減額となっています。

そして歳入の約半分を占める款10地方交付税ですが、人件費や物件費の増額分を見込んでおり、総額41億8,000万円としております。

次に、款12分担金及び負担金については、基幹業務システム標準化や老人保護措置費の増加に伴います増額となっています。

続いて、２ページの右側になります。款14国庫支出金は負担金と同様に、システム標準化に伴う増額や、社会資本整備交付金事業の増によるもの。

続く、款15県支出金の中の委託金の減額は、参議院議員選挙費、国勢調査経費の減によるものです。

それから款16財産収入の中の財産売払い収入の増については、小中学校児童生徒のタブレット端末の売払い収入の増によるものです。

次に、款20諸収入についてですが、まず、貸付金元利収入の増額ですが、鳥獣被害対策協議会貸付金の増額によるもの。

また、雑入は、赤名改善センター非常用発電機設置工事等に伴います補助金の減額が影響しております。

最後に、款21町債は、大規模事業の増加に伴い97％の増となっています。

続いて、財政資料３ページ、歳出をお願いします。歳出については、後ほど担当課より詳細を説明しますので、新規事業や増減の大きなものについて説明をします。

まずはじめに、款の２、総務費8.2％の増ですが、ＩＴ人材等地域おこし協力隊の拡充や、定住住宅整備に伴う増額、基幹業務システム標準化に伴う増額が影響しており、選挙費や統計調査費で減額となっていますが、大きな増額となっています。

次に、款３民生費は、32.4％の大幅増となっていますが、高齢者福祉施設への建設補助による増額、システム標準化に伴う生活保護費等の増額です。

次に、款４です。衛生費ですが、ワクチン接種制度の改正に伴う増加、災害廃棄物処理計画策定に伴う増額に加え、人件費や物件費増加に伴い厳しい経営状況が続いている病院事業に対し、地域医療確保対策として3,000万円増額して補助金の支出を行います。

次に、一つ飛んで、款６農林水産業費です。新規事業としまして、広域農道の橋梁点検事業による増額、緊急銃猟の体制整備に係るものや、産直販売に係る生産者支援補助金創設による増額があり、加えてスマート農業導入支援事業の増額、林道花谷線開設に伴う工事費の増額などにより、7.8％の増となっています。

次に、款７商工費ですが、新規事業であります頓原地区こども広場整備に係る増額が大きく、22％の増となっています。

続いて、３ページの右側になります款８土木費ですが、改修工事の減に伴う住宅費の減額はありますが、道路橋梁費の大幅な増額により、25％の増となっています。令和８年度は新規事業としまして、県道佐田八神線の改良工事や、奥小田向線整備に係る設計業務、ロータ

リー除雪機１台の更新を予定しています。

続いて、款10、教育費になります。小中学校児童生徒のタブレット端末更新完了に伴います減額はありますが、赤名小学校のスクールバス更新整備１台、国民スポーツ大会開催に向けた頓原球場のトイレや防球ネットの整備などの増によりまして7.3%の増となっています。

最後に、款12公債費は、近年の繰上げ償還実施に伴い3.4%の減となっています。

続いて、財政資料４ページをお願いします。令和８年度一般会計予算の性質別経費の状況です。

はじめに、1. 人件費ですが、給与改定や報酬の増に伴い増額となっていますが、令和７年度の増額が大きかったため、対前年では268万円の増額となっています。

次に、２番目物件費です。１億687万円余の増額となっています。令和８年度においては、基幹業務システムの標準化移行を行うため、ガバメントクラウドの利用料や保守料が発生しており、大幅な増額となっています。

また加えて、賃金上昇や物価高騰に伴う様々な経費の上昇により、大幅な増額となったところです。

続いて、５．補助費です。病院事業会計等への補助金、また一部事務組合等の負担金の増額に伴う増額です。

それから、10の投資的経費ですが、高齢者福祉施設への建設補助や、頓原地区こども広場整備などの増によりまして増額となっています。

続く財政資料５ページについては、これまで説明した内容について、割合をグラフ化したものですので併せてご覧いただければと思います。

次に、財政資料６ページをお願いします。令和８年度の節別経費の状況です。表の右端のところで、比較増減の中で大きな変動のあるものについて説明します。

主な内容ですが、10の需用費、観光交流施設の老朽化等に伴う修繕料や、除雪による修繕料の増加に伴うもの。

12. 委託料ですが、地域おこし協力隊の拡充や、定住住宅整備に係る設計業務、広域農道の橋梁点検、奥小田向線整備の設計業務に伴う増額です。

続いて14. 工事請負費は、大規模建設事業の増加によるもの。

16. 公有財産購入費は、定住住宅整備のための用地取得による増額。

17. 備品購入費は、タブレット端末やバスの更新などによります減額です。

続いて18. 負担金、補助金及び交付金は、高齢者福祉施設への建設補助による増額、人件費や物件費の増加に伴う広域連合や事務組合への負担金の増加によるものです。

最後、22. 償還金、利子及び割引料は、公債費償還金の減によるものです。

次に、財政資料７－１、地方債計画ですが、予算書８ページで説明しておりますので、個別の説明については省略させていただきます。

一般会計で計画している町債12億7,630万円の詳細でありまして、対前年比６億2,840万円の増額となっています。

めくっていただきまして続く財政資料７－２になりますが、公営企業のほうで計画している町債の一覧になります。病院事業会計における医療機器整備、簡易水道事業会計における頓原浄水場基幹改良工事などを予定しておりますが､全体としましては4,130万円の減額となっています。

次に、財政資料８ページをお願いします。町債の借入れと現在高推移の見込みについてです。先ほどの地方債計画に基づきまして、起債見込額と償還額について一覧にしております。一般会計について、令和８年度の起債見込額12億7,630万円に対し、償還額は元利償還額の計ですね、ご覧ください。11億3,378万２千円となっております。令和８年度末、現在高見込額は１億9,500万円余増加しまして、91億4,400万円余となるものと見込んでおります。

続いて、財政資料の９ページをお願いします。財政状況の推移になります。歳入では、地方交付税の中の普通交付税交付額、太字になっているところをご覧ください。

平成30年より令和７年度まで、経済対策などによりまして、８年連続して前年を上回る推移で措置されておりましたが、いよいよ令和８年度は人件費や物件費の増に伴う増額はあるものの、国勢調査実施によります人口減の影響を見込んでおりまして、減少するものと推計しております。

一方で本町においては、除雪対策などの特別な事情もありますので、町村会などとも連携しまして、国に対する交付税の要望活動に力を入れ、引き続き交付税の確保に努めていきたいと考えております。

次に、財政資料の10、基金の状況です。10ページをお願いします。表の右側のところにですね、令和８年度予算額を記載しておりますが、下から２段目に計を記載しております。

令和７年度と同様に、人件費や物件費の増加に伴い、基金を取り崩さないと予算編成できない状況となっておりまして、４億8,300万円余の取崩しとした一方で､新規積立てについては、引き続き厳しい状況にありまして、１億1,900万円余の積立てとしております。

なお、基金区分の中ほどにあります生活路線バス車両更新基金については、三江線代替バス更新に伴い、基金残額を整理し一旦廃止する予定です。

それぞれの基金の充当先については、この後、概要資料の７ページから、歳出のページの財源名の欄に充当する基金として、それぞれ記載をしております。説明の際にあわせてご確認ください。

続いて、歳入歳出予算の概要のほうに入ります。１ページをお願いします。

歳入です。１ページから６ページまで歳入の一般財源部分となる明細となっておりまして、備考欄には前年比や、積算の根拠をそれぞれ記載しています。先ほどの財政資料でも説明しましたので主なものについて説明をします。

まずはじめに町税ですが、令和７年度収入見込みの増によりまして、個人町民税で10.8%、法人町民税で2.7%の増加を見込んでおります。

続いて、２ページです。固定資産税になります。償却資産の減少見込み減額、また、国有資産等所在市町村交付金については、ダム関連の交付金の減額によりまして、3.6%の減額を見込んでおります。

続いて、３ページ軽自動車税です。軽自動車税は、課税台数の増加によりまして、0.4%増加としておりますが、環境性能割の制度廃止に伴いまして88.7%の減額。

続いて、４ページになります。４ページ２番目、地方揮発油譲与税、及び、６ページにあります一つ飛んで６ページ環境性能割交付金については、制度改正によりそれぞれ減額となりまして、その下の地方特例交付金において、全額補填される予定です。

そのほかの交付金については、県の試算を参考にしておりますのでそれぞれご確認ください。

それから６ページ、地方交付税になりますが、先ほど説明したとおり、人件費物件費の上昇分を見込んでおりますが、41億8,000万円を予算に計上しております。

これらが一般財源に関するものですが、特定財源については、先ほどの予算書15ページに戻って説明をさせていただきますので、予算書の15ページをお願いします。

予算書の15ページ、中ほどになりますが、款、分担金及び負担金から、特定財源です。
分担金及び負担金については、例年どおり、農地整備に係る分担金や様々な扶助に係る負担金に加え、令和８年度のシステム標準化移行に伴い、簡易水道事業・下水道事業会計からの分担金が増額となっています。

続いて、16ページお願いします。款、使用料及び手数料です。各施設の使用料や定住住宅の使用料等に加え、新たに目、総務使用料において、滞在型地域交流拠点施設利用開始によります増額を計上しています。

続きまして、一つ飛んでいただいて18ページです。款、国庫支出金です。
項、国庫負担金については、目、民生費国庫負担金について、対象件数等の増加に伴う障がい児入所給付費や、生活保護費に係る負担金の増があり、続いて19ページです。
項、国庫補助金については、目、総務費国庫補助金において、令和８年度システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金が大幅な増額となったほか、公共交通の見直しに伴う交通空白解消緊急対策事業補助金が新たなものとして増額となっています。

また、目、土木費国庫補助金は、道路改良工事などの増による社会資本整備交付金の大幅な増額。続いて、目、教育費国庫補助金は、20ページの一番上になりますが、小学校給食費の無償化に伴う交付金の増額です。

次に、20ページの下のところから款、県支出金になりますけれども、めくっていただいて21ページ、項、県補助金の中の目、総務費県補助金については、高校魅力化に係るマネジャ

ーの配置や、滞在型地域交流拠点施設の運営開始に伴い増額です。

続いて、22ページ、目、農林水産業費県補助金ですが、加田地区の農地整備に係る農地費補助金の増額。町行造林事業の増や林道花の谷線開設に伴う補助金の増額です。

続いて、23ページの下側のところから、項、委託金となりますが、目、総務費委託金では、参議院議員選挙・国勢調査終了に伴い減額となっています。

続いて、ページをめくっていただきまして25ページの中段のところから、款、繰入金になります。項、基金繰入金は、先ほどの財政資料10でも説明していますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

それから、26ページの下から、款、諸収入になりますけれども、めくっていただきまして、28ページ、目、雑入です。大幅な減額となっています。赤名改善センター非常用発電機等の工事完了に伴う補助金の減額による影響が大きく、減額となっています。

続いて、29ページの中ほどからは、款、町債になりますが、予算書８ページでも説明していますので個別の説明については省略させていただきます。歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　ここで、休憩をします。再開は 14 時 10 分といたします。換気もお願いします。

午後１時５７分休憩

……

午後２時１０分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

引き続き令和８年度一般会計の説明を求めます。歳出についてそれぞれの担当課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

続いて、歳出、31ページからです。概要説明資料は７ページです。

款、項、目ともに議会費につきましては、議員人件費も含めた議会運営経費です。

なお、人件費につきましては、末尾の給与費明細書で一括して説明しますので、これ以降の人件費についても同様に省略させていただきます。

また、概要説明資料については、新規事業40事業、拡充事業14事業にそれぞれ★印等を付けておりますので、説明の際にあわせてご確認いただければと思います。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理経常管理費につきましては、町

長交際費や職員の社会保険料などです。事業課職員の作業服購入費の減等により、前年度より約170万円減額して計上しています。

人事管理費につきましては、就業管理システムなどの人事管理に係る経費です。人事給与システム改修負担金の増のため、前年度より約100万円増額して計上しています。

職員福利厚生費につきましては、職員健診や健康相談に係る経費です。職員健診委託料の減のため、前年度より150万円減額して計上しています。

職員研修等人材育成費につきましては、職員の研修にかかる費用です。町主催研修会経費の減により前年度より約30万円減額して計上しています。

電算等経常管理費につきましては、庁舎内の電算システムに係る経費です。令和９年１月からのシステム標準化開始に合わせて、ガバメントクラウド運用管理保守委託料や回線利用料等の増のため、前年度より約1,400万円増額して計上しています。

続いて、予算書は32ページ、概要説明資料は８ページになります。

電算等臨時管理費につきましては、同じくシステム標準化に係る経費で情報公社への移行負担金として、前年度より約1,270万円増額して計上しています。

市町村総合事務組合負担金、町村会等負担金につきましては、前年度と同額を計上しています。

目、文書広報費。情報公開事業につきましては、審査委員会経費です。委員報酬等を前年度と同額計上しています。

個人情報保護事業につきましては、個人情報保護に関する経費です。中間サーバープラットフォーム公開負担金の減により、前年度より約250万円減額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

町広報誌発行経常経費につきましては、12か月分の広報の発行経費を計上しております。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

続いて予算書は33ページになります。

目、財政管理費。財政事務経常管理費につきましては、財政事務の経常的な経費です。公会計ソフトの更新業務委託料の増により、前年度より約70万円増額して計上しています。

財務関係電算経常管理費につきましては、財務会計システムの経費です。システム利用負担金を前年度と同額計上しています。

○会計管理者（高木　ゆかり）

目、会計管理費。会計事務経常管理費につきましては、会計事務の経常的な経費です。会計年度任用職員の人件費の増や給与管理システムの更新等に伴い、前年度より約140万円増額して計上しています。

指定金融機関等支払業務経常管理費につきましては、指定金融機関事務取扱委託料です。支払いの際の振込手数料につきまして、実績に基づき、前年度より約80万円減額して計上し

ています。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

目、財産管理費。庁舎経常管理費につきましては、本庁舎の管理事務費です。会計年度任用職員の人件費の増などのために、前年度より約160万円増額して計上しています。

庁舎臨時管理費につきましては、今年度見送りをしました本庁舎の太陽光パネルの設置について、公用車用の車庫への設置をしたく工事費用を計上しています。

続いて、予算書は34ページ、概要説明資料は９ページになります。

電気通信施設経常管理費につきましては、光ケーブル等の維持管理経費です。電柱移転等ケーブル移設工事費の減により前年度より約190万円減額して計上しています。

公用車経常管理費につきましては、公用車の維持管理経費です。燃料費、車検費用の減等により、前年度より約70万円減額して計上しています。

公用車臨時管理費につきましては、公用車の更新経費です。脱炭素の取組といたしましてハイブリッド車２台の購入を予定しており、前年度より約90万円増額して計上しています。

防犯灯経常管理費につきましては、防犯灯の維持管理経費です。実績に基づきまして、前年度より約20万円減額して計上しています。

防犯灯臨時管理費につきましては、施設修繕の経費です。前年度と同額を計上しています。

赤名農村環境改善センター経常管理費につきましては、施設の管理事務費です。ガス代及びＬＰガス非常用発電機保守委託料の増により、前年度より約130万円増額して計上しています。

赤名農村環境改善センター臨時管理費につきましては、町道から敷地への出入りがしやすくなるように出入口を広げる工事を予定しており、約60万円を計上しています。

その他町有財産経常管理費につきましては、建物災害共済掛金や土地賃借料などの公共施設の維持管理経費で、前年並みに計上しています。

その他町有財産臨時管理費につきましては、旧赤名ファミリーケアセンターの屋上の防水工事や本庁舎下の駐車場の区画線修繕工事。旧赤名庁舎の書類の廃棄を行う費用などを計上しています。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、頓原農村環境改善センターみせん経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みの計上です。

頓原農村環境改善センターみせん臨時管理費は、施設壁面に、名称文字を追加する工事と高圧受電取り替え工事などを計上しております。

続いて、目、支所費。頓原基幹支所経常管理費は、頓原基幹支所の事務的経費です。例年並みの計上です。

志々支所経常管理費は、志々支所の維持管理費、事務的経費で、例年並みの計上です。

続いて、予算概要資料は10ページになります。

角井自治会館経常管理費は、会館の指定管理料、土地の借上料で例年並みの計上です。

角井簡易郵便局事務受託業務は、角井簡易郵便局の運営経費で、会計年度任用職員の給与改定による人件費の増により増額しております。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、来島拠点複合施設経常管理費です。来島交流センターの施設管理に係る経費となりますが、消防設備点検委託などの増額や舞台設備の保守点検実施など、前年度と比較して120万円余りを増額して計上しています。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

続いて、予算書は35ページになります。

目、企画費。ＣＡＴＶ事業経常負担金につきましては、雲南市・飯南町事務組合の負担金です。人件費や放送設備整備費の増等による負担金の増のため、前年度より約2,200万円増額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

企画経常管理費につきましては、町公式ＬＩＮＥや町ホームページの管理料が主なものとなっております。

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、雲南広域連合の一般分の負担金です。

ふるさと応援寄附促進事業につきましては、事業運営に関する委託料を計上しておりますが、中身に関しましては、専門の業者に委託したいと考えております。

企業版ふるさと応援寄附促進事業につきましては、支援サービスのシステム使用料や、関連する事務経費を計上しております。

○産業振興課総括監（本間　康浩）

脱炭素のまち推進事業につきましては、脱炭素事業調査検討経費としまして、先進地視察の経費を計上しております。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

地域活性化起業人活動事業につきましては、アコメヤ東京からの職員１名に加えまして、冒頭の所信表明にもありましたが、後ほど説明します地域おこし協力隊活用した人口減少の対策に基づきまして、東京都からの企業人を派遣型２名、副業型２名を新たにお願いしたいと考えております。

概要資料は11ページになります。

各種負担金等につきましては、本町が加盟しております、広域連携の協議会に対する負担金を計上しております。

○産業振興課総括監（本間　康浩）

予算書36ページになります。

目、地域振興費。新エネルギービジョン推進事業につきましては、新エネ施設導入の住民向け補助事業を計上しております。太陽光等蓄電池等、数を増やしておりまして昨年と比べて29万円の増となっております。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、功労者表彰事業です。11月に開催予定の功労者表彰に係る事務的経費です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

自治体間広域連携事業につきましては、本町が加盟しております広島広域都市圏に関する事務経費や、庄原市との連携に関する経費を計上しております。

姉妹都市交流促進事業につきましては、伊丹市と大村市との連携事業に関する経費を計上しております。

地域振興経常管理費につきましては、とんばらふる里夏祭りや琴引山へのイベント、銀山街道のイベント、半夏祭り等の補助金等を計上しております。

笑顔と誇りを未来へ繋ぐいいなん暮らし応援給付事業につきましては、今年度からの継続５名分に加えまして、新たに10名分を予定して予算を計上しております。

概要資料は12ページをご覧ください。

定住促進対策事業につきましては、引き続き、定住支援センターをアウトソーシングする予定としておりますが、新たな事業としまして空き家の現況調査の手数料、これは空き家バンクに登録する際の手数料を支援したいと考えております。

定住促進住宅整備事業につきましては、定住促進の賃貸住宅上来島につきましては、たかばしの生活改善センター跡地を整備して分譲地あるいはセミオーダー住宅の用地として整備したいと考えております。

定住促進賃貸住宅（赤名）につきましては、赤名地内に世帯向けの定住住宅を整備したいと考えておりまして、用地取得や造成に関する費用を計上しております。

出身者会活動支援事業につきましては、各種の出身者会への活動助成金を計上しております。

クラインガルテン経常管理費につきましては､経常的な修繕等の経費を計上しております。

クラインガルテン臨時管理費につきましては、施設の水道管が老朽化しておりますので定期的に改修したいと思っております。本年度は５棟分を計上して修繕にあたりたいと思います。

谷笑楽校経常管理費につきましては、指定管理料を計上しております。

谷笑楽校臨時管理費につきましては、校舎の外壁等が老朽化しておりますので、その整備とあわせて、駐車場の舗装工事をしたいと考えております。

ふるさと回想館経常管理費につきましては、施設の指定管理料を主に挙げております。

ふるさと回想館臨時管理費につきましては、浄化槽の修理が必要ということでそれに伴う

修繕工事を行いたいと考えております。

概要書は13ページになります。

地域おこし協力隊活動事業につきましては、集落支援員としての谷の協力隊１名に加えましてインターンの余白JOURNEY90のインターン型の協力隊、こちらも４名計上しておりますが、新たにインターン型の協力隊のプログラムをしっかりして組み立てるための業務委託料、あとは、運営支援に関する委託料を計上しております。

また、個人委託型ということで、余白JOURNEY90のインターン型から、引き続き３年間の協力隊につながるような仕組みも考えておりまして、これはしっかりとした企画立案をした方に委託する形で取り組みたいと考えております。

もう一つ、民間企業受入型の協力隊、こちらにつきましては、所信表明にありました10名の協力隊を応募してのＩＴに関連した協力隊を募集したいと考えております。

集落支援活動事業につきましては、公民館単位の各地区に集落支援員配置している支援員の事業経費を計上しております。

地域・人づくり事業につきましては、シティプロモーション・関係人口創出するイベント等を引き続き行いたいと考えておりまして、必要な経費を計上しております。

また、若者と女性あるいはまちづくりチャレンジ応援補助金等、各種補助金も計上しております。

小さな拠点づくり推進事業につきましては、地域づくり活動の補助金等です。また、島大との連携事業、アドバイザー報償費等、経常的なものを上げております。

水源地域活性化事業につきましては、水源地域ビジョンに基づいた推進業務、企業ＣＳＲや田舎体験等の経費を計上しております。

人材確保支援センター運営事業につきましては、センターの業務に関するシステム経費を計上しております。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、派遣職員10名分を予定して補助金の経費を計上しております。

概要資料は14ページをご覧ください。

飯南高校教育支援事業につきましては、飯南高校教育活動後援会の助成金が主なものですが、魅力化事業として引き続き地域交流促進やスクールバスの運行等、また、募集事業に関する経費も計上しております。

教育魅力化推進事業につきましては、飯南高校のコンソーシアムを業務委託しておりますが、こちらを拡充ということで、もう１名、コーディネーター兼マネージャーということで委託料を計上しております。引き続き高２留学等の経費も計上しております。

滞在型地域交流拠点施設経常管理費につきましては、今年度、建設しました三日市NODEのランニングコストに関する経費、そして新たにハウスマスターを配置したいということで、

ハウスマスターと飯南高校のコーディネーターを兼務する人材を確保してそちらに関する経費を計上しております。

人材育成拠点施設整備事業、こちらにつきましては、先ほどの地域おこし協力隊を活用した人口減少対策に伴いまして、民間企業が研修施設を整備するというものですので、そちらに関する国のローカル10,000プロジェクトの補助交付金を予算計上しております。

続きまして、目、ダム対策費です。ダム貯水池景観保全事業につきましては、貯水池内の荒廃防止に関する委託料を計上しております。

予算書は37ページをご覧ください。

ダム協会負担金等につきましては、治水問題協議会への負担金を例年並みに予算計上しております。

志津見フラワーイベント支援事業につきましては、ポピー祭、コスモス祭のフラワーイベントの関連経費を計上しております。

21世紀の森整備事業につきましては、「彩りの森」事業の委託業務に関する経費を計上しております。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、予算概要説明資料は15ページになります。

目、自治振興費。自治振興経常管理費は、自治区長連絡会の開催経費及び事務費の交付金で１世帯あたり1,000円です。例年並みの計上です。

地域コミュニティ推進交付金は、地域の組織運営、コミュニティ活動の交付金で１世帯あたり3,000円です。例年並みの計上です。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、赤名ふれあい公園経常管理費です。赤名ふれあい公園の管理費用として、指定管理料など、前年度と同額を計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

自治集会所等建設費補助金につきましては、例年は補正予算で対応しておりましたが、新年度は、当初予算に見込みの件数を計上して予算化しております。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、目、交通安全対策費。交通安全対策事業は、交通安全意識の向上に向けた啓発活動などへの経費となりますが、前年度並みで計上しております。

予算書は、38ページになります。

目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費ですが、赤名吉田線、谷赤名頓原線、佐田志津見線の生活路線バスに係る運行経費を計上しています。燃料費など車両経費の増額がありますが、４月からのダイヤ改正に伴う運行委託料の130万円余りの減額など、総額で60万円余りを減額して計上しています。

続いて、町営バス運行臨時管理費は、第３次飯南町地域公共交通計画の策定に伴い、交通再編として、令和８年度からのダイヤ改正を予定しておりますが、運行状況の検証などの支援業務委託費用を計上しております。

続いて、デマンドバス運行経常管理費ですが、赤名及び来島地区のデマンドバスを飯南病院まで乗り入れることに伴う運行委託料の増額など、260万円余りを増額して計上しています。

続いて、自治会等輸送活動支援事業は、谷自治振興会への輸送委託事業となりますが、車検費用を増額しています。

続く、赤名三次線運行費補助金については、備北交通が運行する赤名三次間の路線に対する運行費補助金を計上しています。

続いて、町営バス購入事業ですが、走行距離などを考慮しながら、車両更新を随時行っておりますが、このたびは、平成31年に登録した赤名吉田線の車両更新する予算を計上しております。

概要資料のほうは16ページをご覧ください。

町営バス停留所経常管理費は、バス停の管理修繕などの管理経費を計上しています。

○総務課長（永井　あけみ）

続いて、目、基金費です。それぞれ、基金への積立額について、当初予算時における積立見込額を計上していますが、国民スポーツ大会施設整備に伴い、減債基金への積立て額、起債分になります。の増額。それから将来的な事業実施も見据え、森林環境譲与税基金への積立て額を増額しています。

○住民課長（野津　史昭）

予算書は39ページになります。

項、徴税費、目、税務総務費。税務総務経常管理費は、税務事務に係る事務的な経費として、前年度と同額を計上しています。

固定資産評価審査委員会費は、不服申し出があった際に開催する審査委員会の開催経費を例年どおり計上しております。

続いて、目、賦課徴収費。賦課徴収経常管理費は、賦課徴収業務に係る事務的な経費となりますが、システム標準化対応に伴う経費などを増額して計上しております。

続いて、賦課徴収臨時管理費は、令和９年度の評価替えに向けた土地の評価異動更新業務委託料と過誤納還付金として210万円余りを増額して計上しています。

続いて、税務関係電算管理費ですが、賦課徴収業務に係る電算処理にかかる経費として、システム負担金などを計上しております。令和８年度は年度途中でシステムの標準化対応が始まる業務がありますので、システム利用料が新たに必要となってきております。130万円余りを増額して計上しております。

続いて、収納促進対策事業は、収納促進や滞納整理に係る事務的経費となりますが、シス

テム利用料の増額など70万円余りを増額して計上しております。

続く、青色申告会補助金、たばこ小売組合補助金につきましては、税務の青色申告やたばこ販売などを通じ、町税の収入に寄与いただいております。それぞれの団体に対する活動補助を例年同様に計上しております。

予算書は40ページ、概要説明資料のほうは17ページになります。

項、目ともに、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費は、戸籍や住民基本台帳、マイナンバーに係る事務的な経費を計上しておりますが、会計年度任用職員に係る人件費やシステム保守負担金の増など70万円余りの増額となっております。

続いて、戸籍関係電算管理費は、戸籍事務の電算処理に係る管理経費で前年並みの計上となっております。

続いて、住民基本台帳関係電算管理費は、住民基本台帳などの電算処理にかかる管理経費として、システム利用料や負担金の増額など、450万円余りを増額して計上しております。

続く、印鑑登録関係電算管理費は、印鑑登録事務に係る電算処理経費ですが、こちらのシステム利用料を増額して計上しております。

続く、一般旅券発給事務費は、パスポート発行に係る事務的な経費で、例年どおりの計上です。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

項、選挙費、目、選挙管理委員会費。選挙管理委員会経常管理費につきましては、委員報酬、選挙人名簿作成負担金等を例年並みに計上しています。

続いて予算書は41ページになります。

目、知事・県議会議員選挙費。知事・県議会議員選挙実施経費につきましては、任期満了となることから、委員報酬等選挙の実施に必要な予算を計上しています。

目、町議会議員選挙費及び目、参議院議員選挙費につきましては皆減です。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

続いて、項、統計調査費、目、統計調査費。経済センサス、及び学校基本調査につきましては、新年度実施する統計調査費として計上しております。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

続いて、予算書は42ページ、概要説明資料は18ページになります。

項、目、監査委員費。監査委員経常管理費につきましては、監査に関する経費を前年度と同額計上しています。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国民年金経常管理費は、国民年金事務に係る事務的な経費です。システム利用料を増額して計上しています。

続いて、消費者対策経常管理費は、特殊詐欺の防止などを啓発するための活動を行ってい

る消費者問題研究協議会の開催経費など、例年並みの計上です。

続いて、人権啓発活動事業は、人権擁護に係る意識向上啓発に係る活動経費で各種団体への負担金でありますが、例年並みの計上です。

続いて、男女共同参画推進事業は、男女共同参画の活動団体への補助金を例年並みに計上しておりますが、それに加えまして、令和９年度からの飯南町男女共同参画計画を策定するための委員会開催経費を49万円増額して計上しています。

続いて、特別弔慰金等支給事業については、特別弔慰金の申請に係る事務的な経費を例年並みに計上しております。

予算書は43ページになります。

各種負担金は、雲南地区保護司会への負担金を例年どおり計上しています。

○保健福祉課長（安部　　農）

続きまして、社会福祉総務経常管理費は、社会福祉全般に関する費用で、システム負担金等となり、公用車の車検費用増により前年度より増額です。

長寿お祝い事業は、長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬い、長寿をお祝いする事業でほぼ同額です。

社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会への補助金委託金等で、定期昇給、賞与支給率の増による人件費の増及びマイクロバスの更新に伴い、前年度より増額です。

民生児童委員協議会活動費は、民生児童委員33名分の報償費と活動費、研修費等です。事務局を社会福祉協議会へ委託しており、前年度とほぼ同額です。

ボランティアセンター活動費は、社会福祉協議会委託事業で前年度とほぼ同額です。

ここから概要説明書は19ページになります。

高齢者世帯等住宅緊急除雪費補助金交付事業は、屋根や進入路の除雪費用を補助するもので、交付、近年の実績率に伴い、前年度より減額です。

外出支援タクシー助成事業は、介護予防を目的に、外出支援の一環として免許返納者や免許を持たない方のタクシー費用助成で、前年度とほぼ同額です。

国保会計繰出金は、人件費１名分、基盤安定制度分、出産育児支援２名分、財政健全化対策分、国保料均等割額の未就学児、産前産後保険料負担金、その他事務費繰入れ分で、前年度とほぼ同額です。

○福祉事務所長（門脇　貴子）

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮の方から相談を各機関へつなげ、総合的な支援を行う事業で、会計年度職員の人件費、住宅確保給付金の扶助費等を計上しています。

行路病者扶助費は、行路病者救済のための扶助費で、令和７年度と同額の計上しています。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、社会福祉施設費。保健福祉センター経常管理費は、保健福祉センターの経常

管理費で新たに空調ＧＨＰスポット保守、ＬＰガス非常用発電機保守の委託料増により前年度より、211万5,000円の増額をしております。

保健福祉センター臨時管理費は、施設内男女トイレにウォシュレットの設置工事を計上しております。

頓原介護予防拠点施設経常管理費は、都加賀公民館の施設修繕費を計上しております。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）

赤名介護予防拠点施設経常管理費につきましては、指定管理料を例年並みに計上しております。

○保健福祉課長（安部　　農）

概要説明資料は20ページをお願いします。

来島保健センター経常管理費は、来島保健センターの経常的管理費で前年度とほぼ同額です。

高齢者生活福祉センター経常管理費は、社会福祉協議会への指定管理料で、人件費の最低賃金改定による増により、前年度より増額です。

ここから予算書は44ページになります。

高齢者冬期宿泊センター経常管理費は、冬期間の生活の場として社会福祉協議会へ委託している事業で、前年度とほぼ同額です。

高齢者福祉施設整備事業は､法人が実施主体となる施設整備建築費等約13億9,000万円に対して、町が支援する補助金８億円について、８年分として４億円を計上しております。

目、老人福祉費。老人保護措置費は、在宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者等が入所し、支援を受けることができるよう措置しており、入所者の増加に伴い、前年度より増額です。

老人クラブ連合会活動費は、老人クラブ活動補助金で、前年度とほぼ同額です。

老人短期入所事業は、養護老人ホーム琴引の里への委託事業で、在宅高齢者が短期的に利用し、生活支援を受けるもので前年度と同額です。

配食サービス事業は、在宅の高齢者に食生活の改善やボランティアによる見守りを支援するもので、来年度より試行的に民間業者への委託による配食増加分に対する弁当代補填分の計上に伴い、前年度より増額です。

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、老人クラブ連合会への委託を行い、高齢者の健康づくりや生きがいと社会参加の促進のための事業で、前年度と同額です。

在宅介護手当支給事業は、在宅介護の経済的負担軽減を図る事業で前年度と同額です。

ここから概要説明書は21ページになります。

介護保険利用者負担軽減措置事業は、利用者負担額を軽減した社会福祉法人への助成事業で前年度と同額です。

緊急通報システム事業は、在宅の単身高齢者等に緊急時の対応が速やかに行えるよう、緊急通報に係る一式を貸し出す事業で、来年度より、認知機能の低下が見られる方等を、現在の緊急通報システムの使用が困難な方を補う支援として、冷蔵庫センサーによる見守り事業を新規に実施する予定です。冷蔵庫の開閉が一定期間ない場合に事前に登録されているメールアドレスにメールが送信されるもので前年度より増額です。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度に係る支援事業で前年度と同額です。

後期高齢者医療広域連合負担金は、運営費市町村負担金で前年度とほぼ同額です。

雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、雲南広域連合への負担金で給付費の実績に伴い、前年度より増額です。

地域介護予防活動支援事業は、公民館等で町民を対象に行う介護予防活動に関して支援する事業で、長生き体操参加者奨励い～にゃんＰＡＹポイントの付与や、理学療法士会による巡回指導のための委託料等により、前年度と同額です。

認知症対策推進費は、認知症の理解を深め、地域で支え合うまちづくりのための事業費と推進員の人件費と、本年度より実施している中等度難聴補聴器助成を引き続き実施します。前年度より増額です。

介護予防給付委託事業は、介護保険事業における介護予防サービス計画作成費で、３事業所への委託料で前年度より増額です。

介護予防普及啓発事業は、介護予防を目的とした事業費で、まめな塾ＰＬＵＳ事業及びいきいきＰＬＵＳ事業、バスの乗り方セミナー等、年間を通じた事業を行い、中でもまめな塾ＰＬＵＳ事業については、新年度から雲南広域連合からの委託を受け、短期集中型介護予防事業として本格運用となったことから、前年度より増額です。

ここから概要説明書は22ページになります。

在宅医療・介護連携事業は、医療と介護の連携を推進する事業で、医療介護関係者の研修費費用を計上し、ＡＣＰ普及啓発事業として、認知症の講演会を予定しており、前年度より増額です。

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの活動を通して地域課題に取り組む事業で、社会福祉協議会へ委託するもので、前年度と同額です。

地域ケア会議は､地域のケアサービスを行う関係者の会議に伴う経費で前年度と同額です。

地域リハビリテーション活動支援事業は、通いの場、サロン等へ専門職を派遣し、介護予防に関する普及啓発を行う事業で、前年度と同額です。

地域包括支援センター運営事業は、高齢者の総合相談やその支援、介護保険関係の事業を専門職が担い運営するもので、人件費の増及び介護の森システム保守終了に伴う新システム導入により、前年度より増額です。

後期高齢会計繰出金は、給付費分、事務費分、基盤安定分で、前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇　貴子）

続いて予算書45ページです。

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費経常管理費は、障がい福祉全般に関する費用で、システム保守費等計上しております。令和８年度については、標準化に伴う経費分が増額となっています。

概要説明書は、ここから23ページです。

障がい者福祉費臨時管理費は、制度改正に伴う障がい福祉システム改修経費で、令和７年度と同額計上しています。

障がい者地域生活支援事業は、地域生活支援センターや相談支援事業、日中一時支援事業の委託料や日常生活用具の給付を行っているものです。

特別障がい者手当支給事業は、日常生活で常時介護を必要とする方への手当で、該当者減により令和７年度より減額となっています。

福祉医療助成事業は、重度心身障がい者やひとり親家庭に対して医療費を助成しており、その扶助費とシステム利用料を計上しております。

自立支援医療給付費は、更生医療や育成医療等を対象に医療費の自己負担軽減のための事業で扶助費を計上しております。

人工透析患者支援事業は、人工透析を受けておられる方の医療費と交通費の一部助成と、通院患者の送迎支援事業で、利用状況により減額で計上しております。

障がい者通院・医療費支給事業は、障がい者の方の医療費と交通費の一部を行っています。令和７年度と同額を計上しております。

ここから概要説明書24ページです。

障がい者介護・訓練給付費です。在宅介護などの訪問や就労継続支援など日中活動等、障がい者へのサービスを実施しています。実績に伴い増額で計上しております。

障がい児通所支援事業は、児童発達支援など障がい児へのサービスを実施しています。利用者増に伴い増額となっております。

障がい児通園施設運営事業は、雲南圏域１市２町で実施している障がい児デイサービスの委託料を同額で計上しております。

続いて、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、対象の方へ日常生活用具を給付する事業で同額計上をしております。

身体・知的障がい者相談委託事業は、２名分の委託料を計上しており、７年度と同額です。

難聴児補聴器助成事業は、補聴器の購入助成事業で令和７年度と同額を計上しております。

障がい福祉計画策定事業は、計画策定する経費を計上しております。策定委員の報償金や印刷製本費等を計上しています。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉関係電算管理費ですが、児童手当業務に係る電算処理のシステム利用料を増額して計上しています。

続く、青少年健全育成協議会助成金は、子どもの非行防止や健全育成に係る活動を行う町の青少年育成会議に対する活動補助で、例年どおりの計上です。

概要資料は25ページになります。

子ども・子育て支援対策事業は、子育て支援事業の実施経費、また子育て世帯に係る補助金等の支給経費です。主なものとして、出産祝い金や子育て世帯への日用品給付などの経費を計上しております。

続いて、出会い創出事業は、独身者の出会いや結婚支援に係る事務事業経費となりますが、縁結び支援員１名に係る人件費を増額して計上しています。

続く、保育士確保対策事業は、保育士の確保に係る修学助成金、町内就職の助成金を計上しておりますが、現在修学中の方が１名、それに加えて新規修学２名、町内就職３名分を見込んで計上しております。

続く、妊婦のための支援給付事業は、妊娠時の届出と出生時の届出に対して支給を行いますが、妊婦及び新生児とも25名分を計上しています。

○保健福祉課長（安部　　農）

続きまして、子ども家庭センター運営事業（児童福祉）は、教育委員会へ配置し、保健福祉課で補助申請対応していた公認心理師の子ども家庭支援員１名について、継続雇用されず、来年度より新たな公認心理師を月４回及び乳幼児健診時に依頼する予定であり、人件費の減に伴い、前年度より減額です。

子ども若者支援事業は、先ほどの子ども家庭センター運営事業と同じく、補助申請等を保健福祉課で対応していますが、予算支出について就労体験事業報償費以外は、教育支援教室の経費として教育委員会で対応しており、前年度と同額です。

○住民課長（野津　史昭）

予算書は46ページになります。

目、児童措置費。児童手当費ですが、児童手当支給に係る経費となります。児童手当として延べ5,148名分を計上しております。

概要資料のほうは26ページになります。

続いて、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費は、保育事務や保育所運営に係る管理的な経費で、消防設備点検費用などを計上しておりますが、広域保育の委託料について、町外の保育所に通われるお子さんが減ることに伴う272万円の減額など、総額250万円余りを減額して計上しております。

続いて、保育所共通臨時管理費ですが、保育所に修繕に係る工事費などを計上しております。主なものとして、トイレ修繕や桜ヶ台保育所の所定の砂舗装などを計上しております。

続く、町立保育所業務委託です。保育所運営に係る業務委託料ということで、社会福祉協議会に委託して運営いただいておりますが、人件費の増額など80万円余りを増額して計上しております。

続く、病児・病後児保育経常管理費は、令和７年度からの新規事業となっておりますが、対応する職員の人件費や光熱水費などの施設管理経費を計上しています。

○保健福祉課長（安部　　農）

次に、予算書47ページ、概要説明書は27ページをお願いします。

目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、出生から18歳までの医療費の助成で扶助費の実績に伴い、前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇　貴子）

児童扶養手当支給事業は、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のための手当を支給するものです。学校卒業による対象者減による減額となっております。

特別児童扶養手当事務事業は、給付は県が行っている事業で、事務費の計上をしております。

続いて、母子生活支援施設入所事業は、施設入所等の施設事務費や生活費等を助成する事業で、令和７年度と同額を計上しております。

母子家庭自立支援給付事業は、ひとり親家庭などの就労を支援する事業で、７年度と同額です。

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護経常管理費は、生活保護システム保守費やレセプトシステムの負担金、その他事務経費を計上しております。令和８年度については、標準化に伴う利用料が増額となっております。

生活保護臨時管理費は、生活保護システム改修のための委託料と職員の社会福祉主事資格取得のための研修費用を計上しています。そのほか、標準化作業に伴う委託料や、平成25年からの生活扶助基準額改定に関する最高裁判決の対応として、扶助費追加支給のためのシステム改修委託料による増額となっています。

ここから予算書48ページ、概要説明書は28ページになります。

目、生活保護推進費。適正実施推進事業は、会計年度職員の人件費で、令和７年度より増額となっております。

目、生活保護扶助費。生活扶助費は、生活保護の生活扶助、医療扶助等各種扶助費を実績により増額計上しております。

○保健福祉課長（安部　　農）

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。一般職人件費、保健師人件費の下になります。保健衛生総務経常管理費は、健康ないいなん21計画に基づき必要な経費で、健康管理システム保守や住基等データ連携負担金になりますが、新年度からのガバメン

トクラウド利用料金の負担に伴い、前年度より増額です。

地域保健推進事業は、地域ぐるみで健康づくりに取り組む事業で、前年度は、次期健康増進計画の健康ないいなん21を策定する経費を計上しており、その分前年度より減額です。

ここから概要説明書は29ページになります。

食生活改善推進事業は、食生活改善に取り組む事業や推進協議会活動費で前年度より増額です。

医療従事者確保対策事業は、将来飯南町の医療福祉に従事する学生支援と就労時の支度金で、前年度より介護福祉士学生の新規及び支度金の見込み人数の減に伴い、前年度より減額です。

地域包括ケア推進事業は、推進局活動費、福祉施設協議会補助金等です。備品購入費について、地域ケアフォーラム等で活用するつり下げ式スクリーン及びプロジェクターを計上しており、その分前年度より増額です。

骨髄移植ドナー支援事業は、ドナー登録に係る費用の助成で、前年度と同額です。

○建設課長（森山　　篤）

簡易水道事業会計補助金及び下水道事業会計補助金合併浄化槽につきましては、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋　克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金につきましても特別会計のほうで説明いたします。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、目、予防費。狂犬病予防事業は、狂犬病の予防接種に係る事務的な経費を例年並みで計上しています。

○保健福祉課長（安部　　農）

こころの健康づくり推進事業は、こころの健康づくりに関する事業で、社協へのひきこもり等支援ぷらっと事業の利用者見込み増による補助金の増額に伴い、前年度より減額です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、高齢者の介護予防と健康づくりを一体的に実施する事業を後期広域連合から受託し行うもので、前年度とほぼ同額です。

概要説明書は30ページになります。

感染症予防事業は、感染症予防に関する事業で各種予防接種委託料を計上しており、町長の行政報告でもありましたが、妊婦へのＲＳウイルスワクチンの定期接種の追加及び高齢者の肺炎球菌ワクチン変更に伴う助成額の増に伴い前年度より増額です。

予算書のほうは50ページになります。

目、健康増進事業費。健康増進事業健康教育は、各種健康教育の開催で、町内各事業所、各地域での健康教室の実施経費を計上し、新年度より必要となるベジチェックのレンタル代使用料の計上に伴い、前年度より増額です。

健康増進事業健康診査は、生活習慣病の予防、早期発見治療につなげるための健康診査、各種がん検診、人間ドック等に係る経費で前年度とほぼ同額です。

歯科保健対策事業は、歯科保健に関する事業の経費で前年度とほぼ同額です。

目、母子衛生費。乳幼児健康診査事業は、１歳６か月健診、３歳児健診、５歳児健診に係る経費で、まとめて計上しています。出生数の減少による妊婦・乳幼児健診の減に伴い、前年度より減額です。

育児等健康支援事業は、妊娠期からの母子健康管理と育児支援、不妊治療の助成などの経費で出生数の減少に伴う経費等の減により前年度より減額です。

ここから概要説明書は31ページに続きます。

こども家庭センター運営事業（母子保健）は、子育て世代包括支援センター運営費の移行事業であり、主に子育て支援の報酬等や委託料、扶助費で人件費の増に伴い、前年度より増額です。

○住民課長（野津　史昭）

予算書は51ページになります。

続いて、目、火葬場費。町営火葬場経常管理費は、町営火葬場の管理経費や修繕費になります。令和８年度においても、燃焼炉内の定期更新費用などを計上しています。

続いて、雲南市・飯南町事務組合負担金（齋場）は、三刀屋斎場の運営に係るもので、令和８年度に火葬炉が更新されますが、雲南市・飯南町事務組合への負担金を計上しています。

○病院事務長（高橋　克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金につきましては、事業会計のほうで説明しますが、病院３条予算のほうに経営に対する繰り出しとして増額をしております。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費は、頓原ラムネ銀泉の管理運営費で、最低賃金の改定に伴う人件費の増、建物火災保険料の増により前年度より増額しております。

健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費は、風除室自動ドアの修繕、男女脱衣場のエアコン更新の工事などを計上しております。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、健康増進施設加田の湯経常管理費は、管理運営に係る経費となりますが、指定管理料は23万円余りの減額となっております。そのほか、浴室の網戸修繕などによる増額など合わせて170万円余りを増額して計上しております。

続く、健康増進施設加田の湯臨時管理費は、配管の蒸気漏れ箇所がありまして、それらの修繕費などを計上しております。

予算書は52ページになります。

続いて、目、環境衛生費。環境衛生経常管理費は、環境保全に係る事務的な経費になります。法令に定められた河川水質検査について、例年どおり委託料を計上しています。

続く、町営墓地経常管理費は、町営墓地の水道料に加えまして、霊園周辺の管理経費を計上しております。

概要資料は32ページになります。

項、清掃費、目、清掃総務費。清掃総務経常管理費は、ごみ削減などのために、令和7年度からコンポストを活用した生ごみ処理の普及啓発事業を始めておりますが、環境美化やごみ処理対策に係る経費を計上しています。

続いて、清掃総務臨時管理費は、災害時に発生した廃棄物の処理に対応するための災害廃棄物処理計画を新たに策定するための業務委託費を計上しています。

続いて、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、ごみ処理に係る事務組合の負担金ですが、いいしクリーンセンター及び雲南エネルギーセンターの施設管理費の増額など合わせて1,420万円余りを増額して計上しています。

続く、次期ごみ処理施設整備事業は、次期一般廃棄物処理に係る雲南市に設置してあります準備室への事務負担金として、前年度並みで計上しております。

続いて、目、し尿処理費。雲南広域連合経常負担金（環境衛生分）は、し尿処理に係る雲南クリーンセンターの施設維持管理経費に係る負担金となります。

○議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をします。再開を 15 時 20 分といたします。

午後３時０８分休憩

……

午後３時２０分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

引き続いて、農林水産業費から説明を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

続いて説明いたします。予算書 52 ページ、概要書 32 ページです。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会委員報酬は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 14 名の報酬です。例年並みの計上です。

続いて、予算書 53 ページ、農業委員会経常管理費は、委員会の運営に係る経費です。会計年度任用職員配置のため増額となっております。

農業者年金事務費は、農業者年金に係る経費、島根県農業会議負担金は、農業会議への負

担金で、いずれも例年並みの計上です。

目、農業総務費。各種負担金は、雲南農業振興協議会など農業関連組織の負担金です。例年並みの計上です。

目、農業振興費。農業振興経常管理費は、会計年度任用職員1名分の経費、飯南担い手協議会への助成金など、例年並みの計上です。

農業振興臨時管理費は、東京農工大学現地調査費と育苗センターの高圧ケーブルの修繕です。

農産物鳥獣被害防止事業は、町内での鳥獣被害対策を進めるもので、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲、クマの錯誤捕獲対応などに係る経費です。有害鳥獣に係る経費は、例年、前年度の実績を踏まえて計上しております。鳥獣被害対策協議会への補助金として、防護柵電気柵等の設置を行っており、引き続き要望がありますので、計上しております。

後継者確保対策助成金は、免許取得銃器購入助成を拡充しております。前年度と比較して、1,471万円余の増額となっております。

指定管理鳥獣対策事業は、クマ等が日常生活圏に出没した際に行われる緊急銃猟の体制整備、放任果樹伐採の委託料などの経費で新規事業となります。

続いて、予算書54ページです。

園芸対策事業は、野菜や果樹など特産園芸産物の振興に係る経費です。ｉまるシェ車両委託経費311万円余の減額。サツマイモ生産者協議会貸付金300万円の減額。新規で町内産直市に出荷する生産者の体制整備支援補助金150万円を増額しております。

中山間直接支払事業は、平野部との生産格差を是正するための交付金です。今年度の実績により、598万円余減額しております。

農業資金支援対策事業は、農業担い手が経営改善を図るための借入金の利子補給金、農業用廃棄物適正処理対策事業は、農業用廃プラスチック処理経費の農家助成で、いずれも例年並みの計上です。

続いて、概要書34ページです。

売れる米づくり事業は、飯南米の品質向上、販売促進のための経費で、例年並みの計上です。

環境保全型経営安定対策直接支払事業は、環境保全型農業に取り組む農業者に対する交付金です。今年度の実績により253万円余を増額しております。

経営所得安定対策直接支払い事業は、経営所得安定対策交付金の交付金事務に係る経費です。例年並みの計上です。

地域計画推進事業は、地域計画の検討会開催経費で、例年並みの計上です。

担い手育成総合支援事業は、園芸担い手確保のために新規就農者に対する施設機械導入支援借入金の利子補給の経費です。昨年度より300万円余を減額しております。

リースハウス団地整備事業は、新規就農者の初期投資負担軽減を図るためのリースハウス整備の経費です。来年度もハウスの整備はなく、修繕料と改修工事を計上しております。

多面的機能支払い事業は、農地維持など共同活動を行う集落等を支援する交付金で、例年並みの計上です。今年度の実績により151万円余を減額しております。

農業次世代人材育成事業は、新規就農者を支援するための交付金です。前年度で1名と1夫婦が終了し、２名分を計上しております。

スマート農業導入支援事業は、スマート農業技術を活用した機器の導入が町内でも進むよう、新たに導入経費を支援するものです。国庫県単事業を実施する者を対象に、町で上乗せを実施しております。昨年度は９月補正で対応しております。

目、農業施設費。農業活性化センター経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みの計上です。

農林会館経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みの計上です。

概要書35ページになります。

農産物、加工処理施設経常管理費は、指定管理料と小型の合併浄化槽の修繕の計上です。

続いて、予算書55ページになります。

目、畜産業費。畜産衛生経常管理費は、豚熱のほか、畜産伝染病予防対策に係る消耗品。畜産センター経常管理費は、賃借料、借地料。堆肥センター経常管理費は、借地料とロータリー、スクープなど修繕料で、いずれも例年並みの計上です。

堆肥センター臨時管理費は、堆肥舎のカーテン修繕を計上しております。

畜産共進会開催事業は、畜産共進会の開催費補助で例年並みの計上です。

優良牛確保対策事業は、保留導入を行う農家への奨励金で、例年並みの計上です。

畜産基盤強化補助金は、和牛改良組合で実施する改良事業に対する補助金です。

全共出品対策事業は、令和９年の全共に向けた対策で、出品対策協議会への補助金で210万円余の増額です。

下赤名放牧場経常管理費は、放牧場の賃借料で、例年並みの計上です。

各種負担金は、畜産関係協議会等への負担金で、農業者の機械整備補助分103万円余の増額です。

続いて、目、農地費。農業競争力強化農地整備事業は、琴麓・野萱地区・長谷地区のほ場整備に係る負担金と、瀬戸地区のほ場整備の調査に係る負担金を計上しております。前年に比べ244万円余の減額となっております。

農地耕作条件改善事業は、加田地区への県単農地集積促進事業費補助金の交付及び大規模でないほ場整備に対応するため、地域での要望調査に係る調査費、委託費を計上しており、皆増となっております。

○建設課長（森山　　篤）

続いて、概要書は 36 ページです。

中山間地域総合整備事業農道は、農道整備５路線の負担金と、農業集落道整備１路線の負担金及び中国四国推進協議会会費で、前年比 180 万円余の減額となっております。

各種負担金は、島根県農業農村整備推進協議会委員などへの負担金で、例年並みの計上です。

農村地域防災減災事業は、県によります七面大ため池改修事業の調査設計業務にかかる負担金で皆増となっております。

下水道事業会計補助金農業集落排水につきましては、公営企業会計で説明します。

次に予算書 56 ページです。

目、農道費、農道経常管理費は、飯石広域農道除草等委託費などの経常経費で、前年並みを計上しています。

農道臨時管理費は、新規事業としまして、飯石広域農道に架かります４橋の橋梁点検を実施するもので、国の 10 分の 10 の補助金を活用して点検を実施するものです。

農道保全対策事業は、県によります真木張戸基幹農道整備費の負担金で、対前年 200 万円の減額となっております。

○基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業は、八神地区の測量業務の追加、同じく一筆地調査業務追加により、前年度より増額しております。

国土調査事業単独事業は、頓原町区、再国調及び国調修正等の調査業務費です。現地測量を実施するため、前年度より増額しております。

各種負担金は、島根県及び全国国土調査協会への負担金で、例年並みの計上です。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

続いて予算書 57 ページ、概要書 37 ページになります。

項、林業費、目、林業総務費。飯石森林組合賦課金と、保安林管理事務は、森林組合への賦課金と保安林の管理にかかる経費で、例年並みの計上です。

目、林業振興費。林業振興経常管理費は、国営森林保険料と森林を管理するシステムの保守料で、例年並みの計上です。

森林整備地域活動支援交付金事業は、森林経営計画を策定するために必要な所有者や境界の確認､各種調査や間伐実施の所有者への同意取付け等に係る経費の補助で 30 万円の減額です。

木質バイオマス推進事業は、バイオマス構想に係る事務費です。今年度、未利用材買取り補助事業を実施しないために 226 万円の減額となっております。

森林経営管理制度推進事業は、町内に住所を有する農大生に地域貢献ポイントを発行し、地域の一翼を担っていただくための補助金です。森林経営管理制度による森林整備の再委託

推進経費、事業体による民有林整備に必要な固有経費、作業道経費の補助残への支援、森林就業者確保対策事業など、例年並みの計上です。

林業専用道花の谷線開設事業は、前年度から着手した林道工事で、工事費と立木補償金を計上しており、前年度より2,320万円の増額です。

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、町有林で間伐生産や作業道整備を行うもので、作業量減により前年比より125万円余の減額となっております。

Ｊ－クレジット制度活用推進事業は、事業事務費と伊丹市記念植樹の整備を行う経費を計上しております。

町産材住宅活用促進事業は、町内木材を活用する住宅に対して支援をする経費で、例年並みの計上です。

目、林道費。各種負担金は、島根県森林土木協会等への負担金で、例年並みの計上です。

続いて、概要書38ページ、目、造林費。町工造林事業補助は、町行造林地を中心とした間伐などの森林整備です。新植事業の実施により1,328万円余の増額となっております。

続いて、予算書58ページです。

森林整備協定事業補助は、出雲市との協定により、斐伊川流域の森林を整備するものです。例年計画する整備量の積み上げにより増減するため、20万円余の減額となっております。

公社造林事業は、林業公社の受託事業として、公社造林地を整備するもので、こちらも計画に沿った整備になるため、119万円余の減額となっております。

ふるさとの森再生事業は、荒廃した森林を整備するものですが、今年度は看板設置を行うこととしており、144万円余の減額となっております。

各種負担金は、各種協議会等へ負担金で、例年並みの計上です。

○産業振興課総括監（本間　康浩）

款、商工費、項、商工費、目、商工総務費。商工総務経常管理費は、例年どおりの計上としております。

目、商工振興費。商工会事業補助金につきましては、商工会の事業にあたる経費を組んでおりますが、昨年と同額です。

誘致企業支援事業につきましては、誘致企業訪問の経費を充てておりまして、昨年とほぼ同額としております。

商業活性化重点支援事業につきましては、事業継承推進員の補助金、ガソリンスタンド支援、ＪＡＬだんだんキャンペーンの経費を充てておりますが、ガソリン支援につきまして実績調査に基づいて計上しておりますが、昨年の計画と今年度につきましては、申請に大きな差がありまして400万円の減額となっております。

い～にゃんPAY利用促進事業につきましては、い～にゃんPAYの事務局補助、加盟店補助としております。また、利用促進につきましては、令和７年３月補正分で対応考えておりま

して、昨年と比べまして 440 万円余の減額となっております。

大しめなわ創作館経常管理費につきましては、昨年、指定管理料、パンフレット印刷、トラックの車検等の経費を充てておりますが、昨年より 10 万円余を増額としております。

創業支援事業につきましては、ビジネスプランコンテストにつきまして、50 万円を 1 件としておりましたけれども、複数申請があった場合、優良事業があれば採用してはとの常任委員会でのご意見もございましたので、今年度２件の申請に拡充をしております。

中小企業制度融資資金事業につきましては、実績におきまして、昨年より 10 万円の減としております。

各種負担金につきましても昨年とほぼ同様の予算としております。

○住民課長（野津　史昭）

予算書は 59 ページになります。

目、観光費。頓原緑地公園整備事業は、道の駅頓原に隣接する緑地公園に自然を感じていただける広場として、遊具やあずまや、駐車場などの整備費を計上しています。

○産業振興課総括監（本間　康浩）

憩いの郷衣掛経常管理費につきましては、指定管理料、各種点検委託料等しておりますが、指定管理料につきまして、人件費、あるいは物価等の上昇によりまして増えておりまして昨年度比 82 万円余の増額となっております。

また、その下、憩いの郷衣掛臨時管理費につきましては、点検、空調等の大きな修繕が出ておりまして、昨年と比べまして 1,230 万円余の増額となっております。なお財源につきましては、先ほど副町長の説明にもあったように、観光施設整備事業債を充てることとしております。

観光農園経常管理費につきましては、指定管理料、あるいは重機、防犯カメラのリース料見ておりますが、指定管理料につきまして、大幅に増額をしておりまして、昨年と比べまして 220 万円余の増額となっております。

観光農園臨時管理費につきましては、ほ場のネット更新、これは計画的にしておりますが、それから車庫の屋根修繕、また枝の粉砕機のほう今回計画しておりまして、合計で昨年度から比べ 77 万円の増となっております。

説明資料、40 ページとなります。

観光ぼたん園経常管理費につきまして、こちらにつきましても、指定管理料のほう増額をしておりまして、昨年度比と比べまして 120 万円余の増額となっております。

酒づくり交流館経常管理費につきましては、指定管理料のほう減額をしておりまして、昨年度と比べまして、67 万 2,000 円の減額としております。

酒づくり交流館臨時管理費につきましては、瓶詰め打栓機の修繕が出ておりまして、こちらについては高額となりますので分割修繕をするということで、昨年と比べまして 123 万

4,000円の増額として220万円を計上しております。

琴引スキー場周辺施設管理事業につきましては、スキー場、山荘、キャンプ場、やまなみの草刈りの委託をしておりまして、例年とほぼ同額です。

琴引スキー場外経常管理費につきましては、指定管理料、各種点検としておりますが、こちらにつきましては昨年と比べて26万円余の減額としております。

琴引スキー場外臨時管理費ですが、こちらにつきましては、いろいろスキー場について施設の整備、第１リフト第２リフトの修繕、また山荘につきましても、お風呂、あるいは畳等の修繕が出ておりまして計上しております。昨年と比べまして1,540万円余の減額となっております。

ふるさとの森臨時管理費につきましては、合併浄化槽のブロワ修繕をみております。また、セラピーロードの木橋を４橋、架け替えを計画しておりまして、昨年度比20万円余の増額としております。

道の駅頓原経常管理費につきましては、やまなみの指定管理料について増額をしておりまして、100万円余の増額としております。

道の駅頓原臨時管理費につきましても、やまなみのカーペットでありますとか空調、コンテナ冷蔵庫等の修繕、また、情報交流館のドア等の修繕がありまして、昨年と比べまして600万円余の修繕としております。こちらにつきましても観光施設整備事業債のほう充当しております。

道の駅赤来高原経常管理費につきましては、例年同様指定管理料等を上げておりますが、昨年と比べまして10万円余の減額としております。

道の駅赤来高原臨時管理費につきましては、空調の冷媒の漏れがありまして、昨年度はこれは予算つけておりませんでしたので、皆増となっておりまして150万5,000円の予算を計上しております。

飯南町情報発信事業につきまして、各種イベントの経費、広告料等をあげておりますが、イベント出展等の見直しを行いましたので､昨年と比べまして63万円余の減額としております。

交流事業につきまして、各種交流事業あるいはそれに伴う経費を計上しておりますが、ほぼ例年並みとしております。

観光施設維持管理事業につきましては、福島邸の管理、登山道の管理としておりますが、宿泊施設の検討、先ほど町長も方針は改めるということで話がありますが、それに対する方針の検討につきまして300万円予算を計上させていただいております。

それから観光協会運営事業につきましては、観光協会の運営補助ですが、ふるさと納税業務に係る人件費を削っておりますので、昨年と比べまして290万円余の減額となっております。

地域おこし協力隊活動事業観光につきましては、現在２名協力隊がいますが、１名が任期満了となるため、昨年度と比べまして620万円余の減額としております。

大しめ縄の町ブランド推進事業につきましては、新規を２つ挙げておりますが、町長の報告でもありましたように、出雲大社神楽殿での大しめ縄の設置がありまして、撚り合わせに伴います仮設足場の設置等の予算、あるいは出雲空港に展示パネル、あるいはお土産品の開発等の予算を計上しておりまして､昨年度と比べまして440万円余の増額となっております。

説明資料42ページとなります。

森林セラピー推進事業につきましては、セラピーの推進事業委託のほうを見直しまして、昨年と比べまして28万円の減額としております。

各種負担金につきましては、例年とほぼ同額となっております。

○建設課長（森山　　篤）

続いて、予算書60ページ、款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費。土木総務臨時管理費は、建設業担い手確保対策事業、除雪機械運転資格取得支援補助金によりまして、引き続き担い手確保の支援を行ってまいります。

各種負担金は、各種期成同盟会への例年並みの負担金を計上しております。

続いて、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。道路橋梁総務経常管理費は、前年同額の経常的な事務費を計上しております。

概要書43ページです。

県道等改良負担金は、新規事業として、県によります志々地内の県道佐田八神線長屋谷工区の工事負担金が皆増となっております。また、上市上地内の防災・安全交付金事業負担金、並びに、県単の急傾斜地崩壊対策事業負担金につきまして、640万円余増額の負担金を計上しております。

続いて、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費は、町道の除草、道路照明管理などの道路維持管理費と事務費を計上しております。会計年度職員の退職によりまして人件費のほうが皆減となっております。全体では対前年120万円余の減額となっております。

道路橋梁維持臨時管理費は、前年同額の道路橋梁における応急修繕を行うための費用を計上しております。

道路維持修繕工事は、道路維持修繕工事、頓原地区・赤来地区、両地区の修繕工事費等で、対前年120万円の増額予算としております。

橋梁長寿命化事業補助につきましては、225橋中の21橋の橋梁点検の実施と、橋梁補修設計業務委託２橋について実施するための費用を計上しております。対前年530万円の増額となっております。

水力発電周辺地域交付金事業は、下来島地内の町道上の谷線の補修工事を実施する費用を計上しております。

法面等災害防除事業交付金は、小田地内の法面落石対策工事で、落石防護柵の設置工事を行います。

続いて、予算書は61ページです。

道路除雪事業は、除雪作業車両などの維持費と除雪作業委託費が主なもので、８年度においては、当初の段階で委託料のほう増額しておりまして対前年比1,300万円余の増額となっております。

続いて概要書は44ページです。

新規としておりますが、除雪機械整備事業補助につきましては、ロータリー除雪機の1台を更新する費用を計上しております。

続いて、目、道路橋梁新設改良費。町道新市赤名線整備事業交付金は、県建設技術センターへの設計書作成業務委託費と道路改良工事に係る費用を計上しております。対前年2,430万円の増額としております。

町道頓原長谷線整備事業交付金は、みせんの駐車場未舗装部分等の舗装改良工事費を計上しております。これによりまして平成23年にスタートしました本事業を８年度に完了することとなります。対前年4,500万円の減額です。

町道八神千原線整備事業交付金につきましては、設計書作成及び管理業務委託費と引き続きの水路付け替え工事費を計上しております。対前年370万円の増です。

町道芦原鋳物屋線整備事業交付金につきましては、設計書作成業務委託費と工事費、及び用地買収及び物件補償費を計上しております。８年度から工事に着手する費用を計上しており、対前年5,400万円の増となっております。

続いて、新規でありますが、町道奥小田向線整備事業交付金につきましては、詳細設計業務委託費を計上しております。

町道リフレッシュ事業地方特定につきましては、町道４路線の改修工事費のほうを計上しております。対前年60万円の減となっております。

続いて、予算書は62ページです。

項、河川費、目、河川総務費。河川総務経常管理費は、前年同額の河川の維持管理費です。

河川浄化対策事業は、県管理河川に関する昨年並みの県からの受託事業費と、町管理河川の浄化対策事業を実施するもので、対前年10万円余の増です。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道は、公営企業会計で説明します。

○住民課長（野津　史昭）

続いて、項、住宅費、目、住宅管理費。住宅新築資金等事業事務費は、住宅新築資金貸付け事業の滞納分物件に係る徴収事務経費で、例年並みの計上となります。

○建設課長（森山　　篤）

続いて概要書 45 ページです。

住宅管理経常事務費は、例年の土地借地料ほか、消化器更新をするため、38 万 7,000 円の増額となっております。

公営住宅経常管理費は、例年並みの計上で、町営住宅管理と、町営住宅の修繕等を実施するものです。対前年 10 万円余の増となっております。

特公賃経常管理費は、例年並みの経常管理費です。

住宅環境整備助成事業は、前年同額の助成金を計上しております。

各種負担金は、若者住宅家賃差額負担金などを計上しております。このうち情報公社電算負担金につきましては、15 万円余の増額となっております。

続いて、予算書 63 ページです。

目、住宅建設費。公営住宅建設事業は、改修工事の２か年計画の２年目で、杉戸団地６戸と中通団地６戸の改修費用を計上しております。対前年 1,550 万円余の減額となっております。

○防災危機管理室長（田村　　剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費の増などによる負担金の増のため、前年度より約 810 万円増額して計上しています。

雲南広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、特殊消防ポンプ自動車整備事業費の減等により、前年度より約 260 万円減額して計上しています。

目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、消防団活動経費です。消防団員の年報酬や消防車両・格納庫の維持管理費などを前年度並みに計上しています。

非常備消防臨時管理費につきましては､消防施設修繕費用を前年度と同額計上しています。

消防団経常活動費につきましては、消防団員の出動報酬などの経費を前年と同額計上しています。

続いて、概要説明資料は 46 ページになります。

消防団臨時活動費につきましては、消防操法大会に伴う経費です。８年度に実施される県大会の経費で、前年度より約 40 万円増額して計上しています。

消防団員退職報償金、消防団員福祉共済費、消防団員公務災害等補償基金掛金につきましては、退職金や共済掛金を前年度と同額計上しています。

続いて、予算書は 64 ページになります。

目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、第１分団及び第７分団の消防車両２台分の更新費用で、前年度より約 170 万円増額して計上しています。

目、災害対策費。災害対策経常管理費につきましては、気象防災アドバイザーに係る経費や、防災士養成経費などを例年並みに計上しています。

災害対策臨時管理費につきましては、防災備蓄品の購入及びハザードマップに浸水想定区

域を追加する経費を計上しており、前年度より約240万円増額して計上しています。

防災行政無線経常管理費につきましては、防災行政無線の保守点検等の管理経費です。前年度と同額を計上しています。

防災行政無線臨時管理費につきましては、琴弾中継局電源装置バッテリー交換等の経費を計上しています。

防災会議開催費につきましては、委員報酬等、防災会議に必要な予算で前年度と同額を計上しています。

防災情報システム負担金につきましては、防災システムの管理費負担金で、前年度より約40万円増額して計上しています。

管理不全空家等対策事業につきましては、空き家対策会議委員報酬等で、前年と同額を計上しています。

○議長（早樋　徹雄）　提案理由の説明の途中ですが、お諮りをいたします。

本日は、これで終了し散会したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、本会議は明日４日午前９時開会といたします。一般質問をされる方は、明日５時までに通告書の提出をお願いをいたします。ご苦労さんでございました。

午後３時５８分散会
